

1.4 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法

(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)

ア. 排ガス量

最終処分場の稼働に伴う排ガスの発生はない。

イ. 排水の量及び処理方法

①排水量

浸出水処理量：288 m³/日（最大）

②処理方法

ア. 水処理

第一凝集沈殿 + 生物処理（BOD 酸化・硝化・脱窒・再ばっ気）+ 第二凝集沈殿
+ 砂ろ過 + 活性炭吸着 + キレート吸着 + 消毒

イ. 汚泥処理

自然沈降濃縮 + 貯留 + 脱水処理設備 + ケーキホッパー

③排出先

立板川・背山川より神宮寺川に流れ、井伊谷川・都田川を経て、浜名湖に至る。

1.5 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質

その他の生活環境への負荷に関する数値

ア. 排ガスの性状

排ガスの発生はない。

イ. 放流水の水質及び放流経路

①放流量

浸出水処理施設から 342 m³/日（最大）

②放流水質

放流水モニタリング項目	法規制値 ※1	目標値(mg/l) (維持管理基準値)	確認方法(回数) ※2	
			①	②
アルキル水銀化合物※3	不検出	不検出	○	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	0.0005以下	○	
カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	○	
鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	○	
有機磷化合物※4	1以下	1以下	○	
六価クロム化合物	0.5以下	0.5以下	○	
砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	○	
シアン化合物	1以下	0.1未満	○	
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.0005未満	○	
トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	○	
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	○	
ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	○	
四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	○	
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	○	
1,1-ジクロロエチレン	1以下	0.2以下	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	○	
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	○	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	○	
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	○	
チウラム	0.06以下	0.06以下	○	
シマジン	0.03以下	0.03以下	○	
チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	○	
ベンゼン	0.1以下	0.1以下	○	
セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	○	
1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	○	
ほう素及びその化合物	50以下	10以下	○	
ふっ素及びその化合物	15以下	8以下	○	
アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200以下	50以下	○	
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6	6.0～8.0		○
生物化学的酸素要求量(BOD)	60以下	平均15最大20以下		○
化学的酸素要求量(COD)	90以下	平均15最大20以下		○
浮遊物質(SS)	60以下	10以下		○
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5以下	5以下	○	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30以下	30以下	○	
フェノール類含有量	5以下	5以下	○	
銅含有量	3以下	0.25以下	○	
亜鉛含有量	2以下	0.25以下	○	
溶解性鉄含有量	10以下	10以下	○	
溶解性マンガン含有量	10以下	10以下	○	
クロム含有量	2以下	2以下	○	
大腸菌群数(個/cm ³)	3000個/cm ³ 以下	3000個/cm ³ 以下	○	
窒素含有量	平均60最大120	平均60最大120		○
磷含有量	平均8 最大16	1以下	○	
ダイオキシン類(pg-TEQ/l)※5	10pg-TEQ/l以下	10pg-TEQ/l以下	○	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素※6	-	-	○	

※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」。

※2 確認方法(回数)は以下の通りとする。

①＝放流水のサンプリング及び分析を実施(年2回)

②＝放流水のサンプリング及び分析を実施(月1回)

※3 アルキル水銀の法規制値「不検出」は、0.0005mg/L未満であることを表す。

※4 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメント及びEPNに限る。

※5 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 別表2」。

※6 廃棄物処理法の基準にはない項目であるが、環境基準が定められている項目。

※ 上記の他、農業用水基準項目及びケルダール窒素については、農業用水取水期(3月～9月までの間)に月1回測定する。

③放流経路

浸出水処理施設からの放流経路を下图に示す。

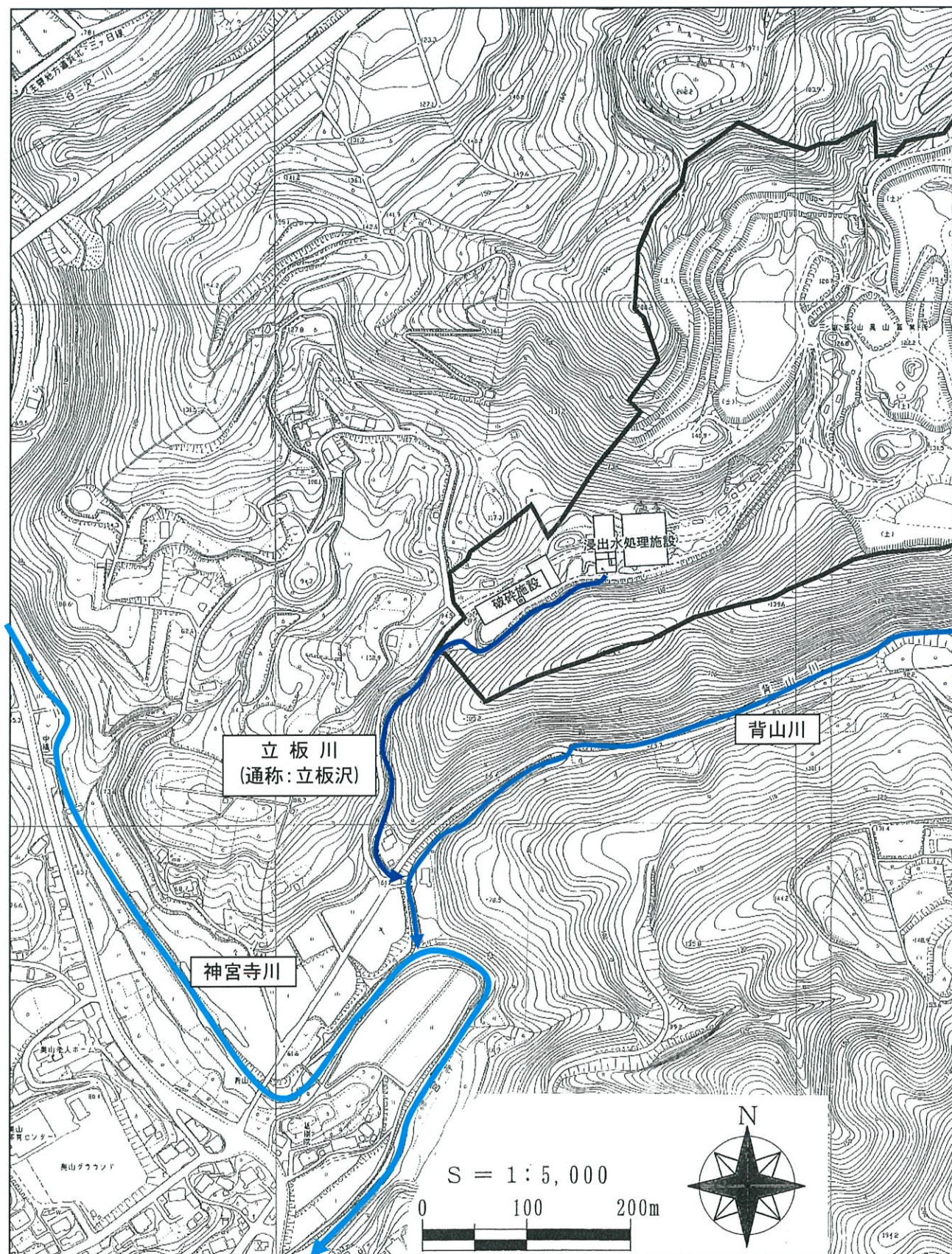


図 1.5.4-1 放流経路図

ウ. その他生活環境への負荷

生活環境への負荷に関しては、計画施設の設置事業に係る生活環境影響調査を実施（平成 22 年 6 月報告）した結果（現況把握、予測結果、影響の分析）を以下に取りまとめる。

表 1.5-1 大気質調査結果のまとめ（1/4）

環境要因

結 果 の 概 要

埋立作業 破碎施設の稼動	現 況 把 握	現地調査は、計画区域の敷地境界線4地点で、粉じん(SPM)、石綿について年4回行った。その結果を下表に示す。 全ての項目で環境基準以下、また、目標値以下となっている。 粉じん調査結果単位:mg/m³ <table><tr><th rowspan="2">調査地点</th><th colspan="3">春調査</th><th colspan="3">夏調査</th><th colspan="3">秋調査</th><th colspan="3">冬調査</th><th colspan="3">年間</th><th rowspan="2">環境基準</th></tr><tr><th>最大値</th><th>最小値</th><th>平均値</th><th>最大値</th><th>最小値</th><th>平均値</th><th>最大値</th><th>最小値</th><th>平均値</th><th>最大値</th><th>最小値</th><th>平均値</th><th>最大値</th><th>最小値</th><th>平均値</th></tr><tr><td>No.1</td><td>0.046</td><td>0.024</td><td>0.031</td><td>0.026</td><td>0.014</td><td>0.020</td><td>0.026</td><td>0.004</td><td>0.018</td><td>0.019</td><td>0.003</td><td>0.010</td><td>0.046</td><td>0.003</td><td>0.020</td></tr><tr><td>No.2</td><td>0.041</td><td>0.021</td><td>0.032</td><td>0.038</td><td>0.010</td><td>0.023</td><td>0.021</td><td>0.003</td><td>0.015</td><td>0.054</td><td>0.008</td><td>0.025</td><td>0.054</td><td>0.003</td><td>0.024</td></tr><tr><td>No.3</td><td>0.045</td><td>0.015</td><td>0.027</td><td>0.026</td><td>0.014</td><td>0.021</td><td>0.024</td><td>0.008</td><td>0.018</td><td>0.017</td><td>0.003</td><td>0.008</td><td>0.045</td><td>0.003</td><td>0.019</td></tr><tr><td>No.4</td><td>0.051</td><td>0.018</td><td>0.031</td><td>0.025</td><td>0.017</td><td>0.020</td><td>0.023</td><td>0.008</td><td>0.014</td><td>0.016</td><td>0.001</td><td>0.007</td><td>0.051</td><td>0.001</td><td>0.018</td></tr></table> 注1) 1日24時間の7日間連続調査の結果であり、各値は1日平均値を示す。 2) SPM(浮遊粒子状物質)とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径10μm以下のものをいう。 3) 春調査は、降雨のため5.17～5.18は欠測とし、1日延長した。 石綿調査結果単位:本/L <table><tr><th rowspan="2">調査地点</th><th>春調査</th><th>夏調査</th><th>秋調査</th><th>冬調査</th><th rowspan="2">目標値</th></tr><tr><th>H21.5.14</th><th>H21.8.19</th><th>H21.11.5</th><th>H22.1.27</th></tr><tr><td>No.1</td><td>0.06未満</td><td>0.06未満</td><td>0.06未満</td><td>0.06未満</td><td rowspan="4">10</td></tr><tr><td>No.2</td><td>0.06未満</td><td>0.06未満</td><td>0.06未満</td><td>0.06未満</td></tr><tr><td>No.3</td><td>0.06未満</td><td>0.06未満</td><td>0.06未満</td><td>0.06未満</td></tr><tr><td>No.4</td><td>0.06未満</td><td>0.06未満</td><td>0.06未満</td><td>0.06未満</td></tr></table> 注1) 7スベ'スモニタリング'マニュアル(第3版)に基づく1日4時間の調査結果である。 2) 定量下限値は、7スベ'スモニタリング'マニュアル(第3版)に従い、0.06本/Lとした。 3) 目標値は「大気汚染防止法施行規則 第16条の2」の敷地協会基準を参考までに記載した。	調査地点	春調査			夏調査			秋調査			冬調査			年間			環境基準	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	No.1	0.046	0.024	0.031	0.026	0.014	0.020	0.026	0.004	0.018	0.019	0.003	0.010	0.046	0.003	0.020	No.2	0.041	0.021	0.032	0.038	0.010	0.023	0.021	0.003	0.015	0.054	0.008	0.025	0.054	0.003	0.024	No.3	0.045	0.015	0.027	0.026	0.014	0.021	0.024	0.008	0.018	0.017	0.003	0.008	0.045	0.003	0.019	No.4	0.051	0.018	0.031	0.025	0.017	0.020	0.023	0.008	0.014	0.016	0.001	0.007	0.051	0.001	0.018	調査地点	春調査	夏調査	秋調査	冬調査	目標値	H21.5.14	H21.8.19	H21.11.5	H22.1.27	No.1	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	10	No.2	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	No.3	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	No.4	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満
調査地点	春調査			夏調査			秋調査			冬調査			年間			環境基準																																																																																																																	
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値																																																																																																																		
No.1	0.046	0.024	0.031	0.026	0.014	0.020	0.026	0.004	0.018	0.019	0.003	0.010	0.046	0.003	0.020																																																																																																																		
No.2	0.041	0.021	0.032	0.038	0.010	0.023	0.021	0.003	0.015	0.054	0.008	0.025	0.054	0.003	0.024																																																																																																																		
No.3	0.045	0.015	0.027	0.026	0.014	0.021	0.024	0.008	0.018	0.017	0.003	0.008	0.045	0.003	0.019																																																																																																																		
No.4	0.051	0.018	0.031	0.025	0.017	0.020	0.023	0.008	0.014	0.016	0.001	0.007	0.051	0.001	0.018																																																																																																																		
調査地点	春調査	夏調査	秋調査	冬調査	目標値																																																																																																																												
	H21.5.14	H21.8.19	H21.11.5	H22.1.27																																																																																																																													
No.1	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	10																																																																																																																												
No.2	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満																																																																																																																													
No.3	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満																																																																																																																													
No.4	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満																																																																																																																													

廃棄物運搬
車両の走行

搬入ルート of 主要地方道浜北三ヶ日線沿いで二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)について年4回行った。

その結果を下表に示す。全ての項目で環境基準以下となっている。																																																	
二酸化窒素調査結果単位:ppm <table><tr><th>調査時期</th><th>1時間値 (最小～最大)</th><th>1日平均値 (最小～最大)</th><th>期間平均値 (1日平均値の平均)</th><th>年平均値</th><th>環境基準</th></tr><tr><td>春調査</td><td>0.001～0.010</td><td>0.001～0.005</td><td>0.003</td><td rowspan="4">0.004</td><td rowspan="4">1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでゾーン内又はそれ以下</td></tr><tr><td>夏調査</td><td>0.000～0.011</td><td>0.001～0.005</td><td>0.003</td></tr><tr><td>秋調査</td><td>0.001～0.016</td><td>0.003～0.005</td><td>0.005</td></tr><tr><td>冬調査</td><td>0.001～0.015</td><td>0.003～0.006</td><td>0.004</td></tr></table> 注) 調査期間は以下のとおりである。 ・春調査:平成21年 5月11日～平成21年 5月17日 ・夏調査:平成21年 8月 3日～平成21年 8月 9日 ・秋調査:平成21年11月 4日～平成21年11月10日 ・冬調査:平成22年 1月23日～平成22年 1月29日 浮遊粒子状物質調査結果単位:mg/m³ <table><tr><th>調査時期</th><th>1時間値 (最小～最大)</th><th>1日平均値 (最小～最大)</th><th>期間平均値 (1日平均値の平均)</th><th>年平均値</th><th>環境基準</th></tr><tr><td>春調査</td><td>0.000～0.083</td><td>0.014～0.050</td><td>0.026</td><td rowspan="4">0.019</td><td rowspan="4">1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下</td></tr><tr><td>夏調査</td><td>0.000～0.060</td><td>0.013～0.032</td><td>0.020</td></tr><tr><td>秋調査</td><td>0.000～0.131</td><td>0.008～0.030</td><td>0.021</td></tr><tr><td>冬調査</td><td>0.000～0.030</td><td>0.007～0.013</td><td>0.010</td></tr></table> 注) 調査期間は以下のとおりである。 ・春調査:平成21年 5月11日～平成21年 5月17日 ・夏調査:平成21年 8月 3日～平成21年 8月 9日 ・秋調査:平成21年11月 4日～平成21年11月10日 ・冬調査:平成22年 1月23日～平成22年 1月29日		調査時期	1時間値 (最小～最大)	1日平均値 (最小～最大)	期間平均値 (1日平均値の平均)	年平均値	環境基準	春調査	0.001～0.010	0.001～0.005	0.003	0.004	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでゾーン内又はそれ以下	夏調査	0.000～0.011	0.001～0.005	0.003	秋調査	0.001～0.016	0.003～0.005	0.005	冬調査	0.001～0.015	0.003～0.006	0.004	調査時期	1時間値 (最小～最大)	1日平均値 (最小～最大)	期間平均値 (1日平均値の平均)	年平均値	環境基準	春調査	0.000～0.083	0.014～0.050	0.026	0.019	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	夏調査	0.000～0.060	0.013～0.032	0.020	秋調査	0.000～0.131	0.008～0.030	0.021	冬調査	0.000～0.030	0.007～0.013	0.010
調査時期	1時間値 (最小～最大)	1日平均値 (最小～最大)	期間平均値 (1日平均値の平均)	年平均値	環境基準																																												
春調査	0.001～0.010	0.001～0.005	0.003	0.004	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでゾーン内又はそれ以下																																												
夏調査	0.000～0.011	0.001～0.005	0.003																																														
秋調査	0.001～0.016	0.003～0.005	0.005																																														
冬調査	0.001～0.015	0.003～0.006	0.004																																														
調査時期	1時間値 (最小～最大)	1日平均値 (最小～最大)	期間平均値 (1日平均値の平均)	年平均値	環境基準																																												
春調査	0.000～0.083	0.014～0.050	0.026	0.019	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下																																												
夏調査	0.000～0.060	0.013～0.032	0.020																																														
秋調査	0.000～0.131	0.008～0.030	0.021																																														
冬調査	0.000～0.030	0.007～0.013	0.010																																														

表 1.5-2 大気質調査結果のまとめ (2/4)

環境要因		結 果 の 概 要				
埋立作業	予 測 結 果	・埋立作業により発生した粉じん及び石綿が周辺に及ぼす影響は、類似施設(最終処分場)で埋立作業により発生した粉じん、石綿濃度をそれぞれ調査し、その結果を基に予測した。 類似施設調査の結果を基に、埋立作業時の粉じんの増加濃度は0.035mg/m³、石綿は0.06本/L未満と予測した。				
	基準値	・粉じん ○環境基準：浮遊粒子状物質：1時間値が0.20mg/m³以下 ・石綿 ○大気汚染防止法施行規則第16条の2：敷地境界基準10本/L以下				
	影響の回避または低減に係る分析	以下に示す粉じん、石綿飛散防止対策が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 粉じん、石綿の飛散防止対策(埋立作業)				
生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析						
	予測項目 (単位)	現況値 (最小値～最大値)	増加濃度	予測結果 (最小値～最大値)	保全上の目標	分析結果
	粉じん (mg/m³)	0.003～0.054	0.035	0.038 ～ 0.089	0.20	予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。
	予測項目 (単位)	現 況 値		予測結果	保全上の目標	分析結果
	石綿 (本/L)	0.06未満		0.06未満	10	予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。

維持管理目標	調査計画と維持管理目標値(埋立作業)		
	調 査 項 目	粉 じ ん	石 綿
	調 査 場 所	敷地境界線2地点(風上、風下)	発生源1地点及び風下の敷地境界線2地点
	調 査 回 数	年1回	年4回
	維持管理目標値	0.2mg/m ³ 以下※	1本/L以下

注1) ※：浮遊粒子状物質(大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。)を対象とする。
 2) 測定結果は、浜松市に報告する。

維持管理目標(埋立作業)

①粉じん

- ・GPS等により、その日に埋立てた廃棄物の位置を管理することにより、埋立区域が1箇所に集中することを避け、特定箇所からの粉じん発生を防止する。
- ・強風時(風速5.5m/s以上)には、十分な散水の対策を実施する。風速の判断は、風速計及び埋立地内に設置した吹き流しの角度から風速を確認する。
- ・効率の良い作業により埋立作業時間を短縮する。
- ・飛散しやすい廃棄物の埋立時には、散水や定期的な覆土を行うことによる飛散流出を防止する。

②石綿

- ・石綿含有廃棄物処理等処理マニュアル(平成19年3月環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部)に沿った処分方法を遵守する。また、今後法令やマニュアルが変更された場合、それに準じた処分方法を遵守する。
- ・廃石綿等の埋立にあたっては、大気中に飛散しないよう耐水性の材料で二重梱包した状態で埋立を行うと共に、埋立終了後には、15cm以上の覆土を即日行う。

表 1.5-3 大気質調査結果のまとめ (3/4)

環境要因	結 果 の 概 要																																	
廃棄物運搬車両の走行	予 測 結 果	廃棄物運搬車両の走行の影響予測は、拡散式を用いて予測した。その結果は以下のとおりである。 予測結果																																
		<table><tr><th colspan="2">予 測 項 目 (単位)</th><th>現況値</th><th>濃度増加</th><th>予測結果</th></tr><tr><td rowspan="2">二酸化窒素 (ppm)</td><td>道路東側</td><td>0.000</td><td>0.000573</td><td>0.000573～0.016573</td></tr><tr><td>道路西側</td><td>0.016</td><td>0.000647</td><td>0.000647～0.016647</td></tr><tr><td rowspan="2">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td><td>道路東側</td><td>0.000</td><td>0.000058</td><td>0.000058～0.131058</td></tr><tr><td>道路西側</td><td>0.131</td><td>0.000065</td><td>0.000065～0.131065</td></tr></table>				予 測 項 目 (単位)		現況値	濃度増加	予測結果	二酸化窒素 (ppm)	道路東側	0.000	0.000573	0.000573～0.016573	道路西側	0.016	0.000647	0.000647～0.016647	浮遊粒子状物質 (mg/m³)	道路東側	0.000	0.000058	0.000058～0.131058	道路西側	0.131	0.000065	0.000065～0.131065						
	予 測 項 目 (単位)		現況値	濃度増加	予測結果																													
	二酸化窒素 (ppm)	道路東側	0.000	0.000573	0.000573～0.016573																													
道路西側		0.016	0.000647	0.000647～0.016647																														
浮遊粒子状物質 (mg/m³)	道路東側	0.000	0.000058	0.000058～0.131058																														
	道路西側	0.131	0.000065	0.000065～0.131065																														
基準値	・二酸化窒素 ○中央公害対策審議会の短期暴露指針値：1時間値が0.1ppm以下 ・浮遊粒子状物質 ○環境基準：1時間値が0.20mg/m³以下																																	
影響の回避または低減に係る分析	以下に示す大気汚染防止対策等が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 大気汚染防止対策(廃棄物運搬車両の走行) ・廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。 ・短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行う。 ・廃棄物運搬車両の整備点検を十分行う。 ・定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。 ・車体及びタイヤの洗浄を確実に実施する。																																	
生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	<table><tr><th colspan="2">予 測 項 目 (単位)</th><th>現況値</th><th>濃度増加</th><th>予 測 結 果</th><th>保全上の目標</th><th>分 析 結 果</th></tr><tr><td rowspan="2">二酸化窒素 (ppm)</td><td>道路東側</td><td>0.000</td><td>0.000573</td><td>0.000573～0.016573</td><td rowspan="2">0.1以下</td><td rowspan="2">予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。</td></tr><tr><td>道路西側</td><td>0.016</td><td>0.000647</td><td>0.000647～0.016647</td></tr><tr><td rowspan="2">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td><td>道路東側</td><td>0.000</td><td>0.000058</td><td>0.000058～0.131058</td><td rowspan="2">0.20以下</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>道路西側</td><td>0.131</td><td>0.000065</td><td>0.000065～0.131065</td></tr></table>					予 測 項 目 (単位)		現況値	濃度増加	予 測 結 果	保全上の目標	分 析 結 果	二酸化窒素 (ppm)	道路東側	0.000	0.000573	0.000573～0.016573	0.1以下	予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。	道路西側	0.016	0.000647	0.000647～0.016647	浮遊粒子状物質 (mg/m³)	道路東側	0.000	0.000058	0.000058～0.131058	0.20以下		道路西側	0.131	0.000065	0.000065～0.131065
予 測 項 目 (単位)		現況値	濃度増加	予 測 結 果	保全上の目標	分 析 結 果																												
二酸化窒素 (ppm)	道路東側	0.000	0.000573	0.000573～0.016573	0.1以下	予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。																												
	道路西側	0.016	0.000647	0.000647～0.016647																														
浮遊粒子状物質 (mg/m³)	道路東側	0.000	0.000058	0.000058～0.131058	0.20以下																													
	道路西側	0.131	0.000065	0.000065～0.131065																														
維持管理目標	維持管理目標(廃棄物運搬車両の走行) ・廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。 ・短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行う。 ・廃棄物運搬車両の整備点検を十分行う。 ・定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。																																	

表 1.5-4 大気質調査結果のまとめ (4/4)

環境要因		結 果 の 概 要															
破碎処理施設 の稼働	予 測 結 果	破碎処理施設の稼働の影響予測は、拡散式を用いて予測した。その結果、濃度増加は0.000794mg/m³と予測される。 濃度増加予測結果 <table><tr><td>予 測 項 目</td><td>最大濃度地点</td><td>予測結果</td></tr><tr><td>粉 じ ん</td><td>風下 110 m</td><td>0.000794mg/m³</td></tr></table>					予 測 項 目	最大濃度地点	予測結果	粉 じ ん	風下 110 m	0.000794mg/m³					
	予 測 項 目	最大濃度地点	予測結果														
	粉 じ ん	風下 110 m	0.000794mg/m³														
	基準値	・浮遊粒子状物質 ○環境基準：1時間値が0.20mg/m³以下															
影響の 回避ま たは低 減に係 る分析	以下に示す粉じん飛散防止対策が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 粉じん飛散防止対策(破碎処理施設の稼働) ・破碎処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。 ・天井ミストを設置し、破碎処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。 ・破碎処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等粉じんが発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予測される場合には必要に応じてミストを噴霧する。 ・破碎作業は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行い粉じんの飛散・流出を抑制する。																
生活環 境の保 全上の 目標と の整合 性に係 る分析	<table><tr><th>予測項目 (単位)</th><th>現 況 値 (最小値～最大値)</th><th>増加濃度</th><th>予測結果 (最小値～最大値)</th><th>保全上 の目標</th><th>分 析 結 果</th></tr><tr><td>粉じん (mg/m³)</td><td>0.003～0.045</td><td>0.000794</td><td>0.003794 ～ 0.045794</td><td>0.20</td><td>予測結果が目標値以下であるため、整合性は確保できると評価した。</td></tr></table>					予測項目 (単位)	現 況 値 (最小値～最大値)	増加濃度	予測結果 (最小値～最大値)	保全上 の目標	分 析 結 果	粉じん (mg/m³)	0.003～0.045	0.000794	0.003794 ～ 0.045794	0.20	予測結果が目標値以下であるため、整合性は確保できると評価した。
	予測項目 (単位)	現 況 値 (最小値～最大値)	増加濃度	予測結果 (最小値～最大値)	保全上 の目標	分 析 結 果											
粉じん (mg/m³)	0.003～0.045	0.000794	0.003794 ～ 0.045794	0.20	予測結果が目標値以下であるため、整合性は確保できると評価した。												

維持管理 目標	調査計画と維持管目標値(破碎処理施設の稼働)	
	調 査 項 目	粉じん
	調査場所	破碎処理施設周辺敷地境界線2地点(風上、風下)
	調査回数	年1回
	維持管理目標値	0.2mg/m³以下※
	注1) ※：浮遊粒子状物質(大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。)を対象とする。 2) 測定結果は、浜松市に報告する。	
維持管理目標(破碎処理施設の稼働)		
・破碎処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。 ・天井ミストを設置し、破碎処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。 ・破碎処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等粉じんが発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予測される場合には必要に応じてミストを噴霧する。 ・破碎作業は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態でを行い粉じんの飛散・流出を抑制する。		

表 1.5-5 騒音調査結果のまとめ (1/5)

環境要因	結 果 の 概 要																																																																																																																																																																											
埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	現 況 把 握	現地調査は、計画区域の敷地境界線4地点で、騒音レベルについて年4回調査を行った。その結果は以下のとおりである。 現況把握の結果(等価騒音レベル(L_{Aeq})) 単位：dB(A)) <table> <tr> <th>調査地点</th><th>時間区分</th><th>春調査 H21. 5. 20～21</th><th>夏調査 H21. 8. 11～12</th><th>秋調査 H21. 10. 27～28</th><th>冬調査 H22. 2. 3～4</th><th>環境基準</th></tr> <tr> <td rowspan="2">No.1</td><td>昼間(6時～22時)</td><td>39</td><td>51</td><td>47</td><td>50</td><td>55</td></tr> <tr> <td>夜間(22時～6時)</td><td>38</td><td>34</td><td>31</td><td>38</td><td>45</td></tr> <tr> <td rowspan="2">No.2</td><td>昼間(6時～22時)</td><td>43</td><td>60</td><td>44</td><td>50</td><td>55</td></tr> <tr> <td>夜間(22時～6時)</td><td>42</td><td>48</td><td>30</td><td>40</td><td>45</td></tr> <tr> <td rowspan="2">No.3</td><td>昼間(6時～22時)</td><td>48</td><td>55</td><td>50</td><td>48</td><td>55</td></tr> <tr> <td>夜間(22時～6時)</td><td>43</td><td>45</td><td>36</td><td>35</td><td>45</td></tr> <tr> <td rowspan="2">No.4</td><td>昼間(6時～22時)</td><td>56</td><td>55</td><td>50</td><td>49</td><td>55</td></tr> <tr> <td>夜間(22時～6時)</td><td>54</td><td>48</td><td>37</td><td>33</td><td>45</td></tr> </table> 注1) 調査地点は、騒音に係る環境基準(一般地域)の「B地域」に該当する。 2) 環境基準の評価値は、等価騒音レベル(L_{Aeq})である。 3) 太線の欄は、環境基準を超過していることを示す。 現況把握の結果(時間率騒音レベル(L_{A5})) 単位：dB(A)) <table> <tr> <th>調査地点</th><th>時間区分</th><th>春調査 H21. 5. 20～21</th><th>夏調査 H21. 8. 11～12</th><th>秋調査 H21. 10. 27～28</th><th>冬調査 H22. 2. 3～4</th><th>規制基準</th></tr> <tr> <td rowspan="4">No.1</td><td>昼間(8時～18時)</td><td>42</td><td>53</td><td>49</td><td>52</td><td>55</td></tr> <tr> <td>夕(18時～22時)</td><td>37</td><td>48</td><td>46</td><td>44</td><td>50</td></tr> <tr> <td>夜間(22時～6時)</td><td>36</td><td>34</td><td>33</td><td>38</td><td>45</td></tr> <tr> <td>朝(6時～8時)</td><td>40</td><td>45</td><td>39</td><td>42</td><td>50</td></tr> <tr> <td rowspan="4">No.2</td><td>昼間(8時～18時)</td><td>45</td><td>61</td><td>46</td><td>52</td><td>55</td></tr> <tr> <td>夕(18時～22時)</td><td>44</td><td>56</td><td>44</td><td>44</td><td>50</td></tr> <tr> <td>夜間(22時～6時)</td><td>44</td><td>48</td><td>32</td><td>40</td><td>45</td></tr> <tr> <td>朝(6時～8時)</td><td>46</td><td>58</td><td>39</td><td>44</td><td>50</td></tr> <tr> <td rowspan="4">No.3</td><td>昼間(8時～18時)</td><td>50</td><td>56</td><td>51</td><td>50</td><td>55</td></tr> <tr> <td>夕(18時～22時)</td><td>48</td><td>50</td><td>52</td><td>40</td><td>50</td></tr> <tr> <td>夜間(22時～6時)</td><td>45</td><td>45</td><td>37</td><td>36</td><td>45</td></tr> <tr> <td>朝(6時～8時)</td><td>53</td><td>54</td><td>44</td><td>44</td><td>50</td></tr> <tr> <td rowspan="5">No.4</td><td>昼間(8時～18時)</td><td>54</td><td>57</td><td>53</td><td>50</td><td>55</td></tr> <tr> <td>夕(18時～22時)</td><td>56</td><td>50</td><td>47</td><td>39</td><td>50</td></tr> <tr> <td>夜間(22時～6時)</td><td>54</td><td>50</td><td>38</td><td>33</td><td>45</td></tr> <tr> <td>朝(6時～8時)</td><td>53</td><td>56</td><td>48</td><td>43</td><td>50</td></tr> </table> 注1) 調査地点は、騒音に係る規制基準の「第2種区域」に該当する。 2) 工場騒音(規制基準)の評価値は、変動騒音の場合90%レンジ上端値(L₉₀)である。 3) 太線の欄は、規制基準を超過していることを示す。					調査地点	時間区分	春調査 H21. 5. 20～21	夏調査 H21. 8. 11～12	秋調査 H21. 10. 27～28	冬調査 H22. 2. 3～4	環境基準	No.1	昼間(6時～22時)	39	51	47	50	55	夜間(22時～6時)	38	34	31	38	45	No.2	昼間(6時～22時)	43	60	44	50	55	夜間(22時～6時)	42	48	30	40	45	No.3	昼間(6時～22時)	48	55	50	48	55	夜間(22時～6時)	43	45	36	35	45	No.4	昼間(6時～22時)	56	55	50	49	55	夜間(22時～6時)	54	48	37	33	45	調査地点	時間区分	春調査 H21. 5. 20～21	夏調査 H21. 8. 11～12	秋調査 H21. 10. 27～28	冬調査 H22. 2. 3～4	規制基準	No.1	昼間(8時～18時)	42	53	49	52	55	夕(18時～22時)	37	48	46	44	50	夜間(22時～6時)	36	34	33	38	45	朝(6時～8時)	40	45	39	42	50	No.2	昼間(8時～18時)	45	61	46	52	55	夕(18時～22時)	44	56	44	44	50	夜間(22時～6時)	44	48	32	40	45	朝(6時～8時)	46	58	39	44	50	No.3	昼間(8時～18時)	50	56	51	50	55	夕(18時～22時)	48	50	52	40	50	夜間(22時～6時)	45	45	37	36	45	朝(6時～8時)	53	54	44	44	50	No.4	昼間(8時～18時)	54	57	53	50	55	夕(18時～22時)	56	50	47	39	50	夜間(22時～6時)	54	50	38	33	45	朝(6時～8時)	53	56	48	43	50
調査地点	時間区分	春調査 H21. 5. 20～21	夏調査 H21. 8. 11～12	秋調査 H21. 10. 27～28	冬調査 H22. 2. 3～4	環境基準																																																																																																																																																																						
No.1	昼間(6時～22時)	39	51	47	50	55																																																																																																																																																																						
	夜間(22時～6時)	38	34	31	38	45																																																																																																																																																																						
No.2	昼間(6時～22時)	43	60	44	50	55																																																																																																																																																																						
	夜間(22時～6時)	42	48	30	40	45																																																																																																																																																																						
No.3	昼間(6時～22時)	48	55	50	48	55																																																																																																																																																																						
	夜間(22時～6時)	43	45	36	35	45																																																																																																																																																																						
No.4	昼間(6時～22時)	56	55	50	49	55																																																																																																																																																																						
	夜間(22時～6時)	54	48	37	33	45																																																																																																																																																																						
調査地点	時間区分	春調査 H21. 5. 20～21	夏調査 H21. 8. 11～12	秋調査 H21. 10. 27～28	冬調査 H22. 2. 3～4	規制基準																																																																																																																																																																						
No.1	昼間(8時～18時)	42	53	49	52	55																																																																																																																																																																						
	夕(18時～22時)	37	48	46	44	50																																																																																																																																																																						
	夜間(22時～6時)	36	34	33	38	45																																																																																																																																																																						
	朝(6時～8時)	40	45	39	42	50																																																																																																																																																																						
No.2	昼間(8時～18時)	45	61	46	52	55																																																																																																																																																																						
	夕(18時～22時)	44	56	44	44	50																																																																																																																																																																						
	夜間(22時～6時)	44	48	32	40	45																																																																																																																																																																						
	朝(6時～8時)	46	58	39	44	50																																																																																																																																																																						
No.3	昼間(8時～18時)	50	56	51	50	55																																																																																																																																																																						
	夕(18時～22時)	48	50	52	40	50																																																																																																																																																																						
	夜間(22時～6時)	45	45	37	36	45																																																																																																																																																																						
	朝(6時～8時)	53	54	44	44	50																																																																																																																																																																						
No.4	昼間(8時～18時)	54	57	53	50	55																																																																																																																																																																						
	夕(18時～22時)	56	50	47	39	50																																																																																																																																																																						
	夜間(22時～6時)	54	50	38	33	45																																																																																																																																																																						
	朝(6時～8時)	53	56	48	43	50																																																																																																																																																																						
	その結果、春～秋調査において環境基準及び工場騒音の規制基準を越える地点があったが、これは道路工事の作業音(No. 4)、カエルやセミの鳴き声、風の音、草木の揺れる音による影響を受けているためである。																																																																																																																																																																											
廃棄物運搬 車両の走行	現 況 把 握	搬入ルート的主要地方道浜北三ヶ日線沿いで自動車交通騒音レベルについて年4回調査を行った。 その結果を下表に示す。各調査ともに環境基準以下となっている。 現況把握の結果(自動車交通騒音レベル(L_{Aeq})) 単位：dB(A)) <table> <tr> <th>調査地点</th><th>時間区分</th><th>春調査 H21. 5. 14</th><th>夏調査 H21. 8. 19</th><th>秋調査 H21. 11. 5</th><th>冬調査 H22. 1. 27</th><th>環境基準</th><th>要請限度</th></tr> <tr> <td>No.5</td><td>昼間(6時～22時)</td><td>63</td><td>62</td><td>64</td><td>63</td><td>70</td><td>75</td></tr> </table> 注1) 調査地点は、騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の「B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当する。 ※基準値：昼間(6～22時)：70dB(A) 夜間(22～6時)：65dB(A) 2) 調査地点は、自動車騒音の要請限度の「b区域」のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間(2車線以下)」に該当する。 ※基準値：昼間(6～22時)：75dB(A) 夜間(22～6時)：70dB(A) 3) 環境基準の評価値は、等価騒音レベル(L_{Aeq})である。					調査地点	時間区分	春調査 H21. 5. 14	夏調査 H21. 8. 19	秋調査 H21. 11. 5	冬調査 H22. 1. 27	環境基準	要請限度	No.5	昼間(6時～22時)	63	62	64	63	70	75																																																																																																																																																						
調査地点	時間区分	春調査 H21. 5. 14	夏調査 H21. 8. 19	秋調査 H21. 11. 5	冬調査 H22. 1. 27	環境基準	要請限度																																																																																																																																																																					
No.5	昼間(6時～22時)	63	62	64	63	70	75																																																																																																																																																																					

表 1.5-6 騒音調査結果のまとめ (2/5)

環境要因		結 果 の 概 要																																																																																																																																													
埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	予 測 結 果	埋立作業機械、浸出水処理施設及び破碎処理施設の稼働が周辺に及ぼす影響は、各対象施設の位置に点音源を設定し、点音源における距離減衰及び建物の透過損失、防音壁や地形等による回折減衰等を考慮して予測地点における騒音レベルを予測する。																																																																																																																																													
		敷地境界線における騒音レベル(LA5)は、昼間が最大で55dB(A)、朝・夕・夜間が最大で38dB(A)と予測され、敷地境界線における規制基準を下回ると予測される。																																																																																																																																													
		また、周辺の人家等の付近においては、昼間で最大45dB(A)、夜間は32dB(A)と予測される。																																																																																																																																													
		予測結果(敷地境界線) 単位：dB(A)																																																																																																																																													
		<table><tr><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="5">予測結果</th><th rowspan="2">規制基準</th></tr><tr><th>第1期</th><th>第2期</th><th>第3期</th><th>第4期</th><th>朝・夕・夜間</th></tr><tr><td>No. 1</td><td>55</td><td>45</td><td>44</td><td>43</td><td>8</td><td>朝 (6時～ 8時) 50</td></tr><tr><td>No. 2</td><td>37(47)</td><td>55(67)</td><td>20(25)</td><td>24(29)</td><td>0(0)</td><td>昼間(8時～ 18時) 55</td></tr><tr><td>No. 3</td><td>19(28)</td><td>26(31)</td><td>53(64)</td><td>17(18)</td><td>0(0)</td><td>夕 (18時～ 22時) 50</td></tr><tr><td>No. 4</td><td>20</td><td>41</td><td>4</td><td>55</td><td>0</td><td>夜間(22時～翌6時) 45</td></tr><tr><td>No. 5</td><td>51(56)</td><td>51(56)</td><td>51(56)</td><td>51(56)</td><td>23(25)</td><td></td></tr><tr><td>No. 6</td><td>46</td><td>46</td><td>46</td><td>46</td><td>38</td><td></td></tr></table>						予測地点	予測結果					規制基準	第1期	第2期	第3期	第4期	朝・夕・夜間	No. 1	55	45	44	43	8	朝 (6時～ 8時) 50	No. 2	37(47)	55(67)	20(25)	24(29)	0(0)	昼間(8時～ 18時) 55	No. 3	19(28)	26(31)	53(64)	17(18)	0(0)	夕 (18時～ 22時) 50	No. 4	20	41	4	55	0	夜間(22時～翌6時) 45	No. 5	51(56)	51(56)	51(56)	51(56)	23(25)		No. 6	46	46	46	46	38																																																																																			
予測地点	予測結果					規制基準																																																																																																																																									
	第1期	第2期	第3期	第4期	朝・夕・夜間																																																																																																																																										
No. 1	55	45	44	43	8	朝 (6時～ 8時) 50																																																																																																																																									
No. 2	37(47)	55(67)	20(25)	24(29)	0(0)	昼間(8時～ 18時) 55																																																																																																																																									
No. 3	19(28)	26(31)	53(64)	17(18)	0(0)	夕 (18時～ 22時) 50																																																																																																																																									
No. 4	20	41	4	55	0	夜間(22時～翌6時) 45																																																																																																																																									
No. 5	51(56)	51(56)	51(56)	51(56)	23(25)																																																																																																																																										
No. 6	46	46	46	46	38																																																																																																																																										
注1) No. 2・No. 3は、埋立処理の第2期及び第3期で規制基準を超過するため、防音壁を設置した。 2) No. 5は、破碎処理施設の稼働により規制基準を超過するため、防音壁を設置した。 3) ()内は防音壁無しの場合の予測結果を示した。																																																																																																																																															
予測結果(周辺の人家等の付近) 単位：dB(A)																																																																																																																																															
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="3">防音壁有</th><th rowspan="2">(参考)環境基準</th></tr><tr><th>予測結果</th><th>現況値</th><th>合成値</th></tr><tr><td rowspan="7">第1期</td><td>イ</td><td>0</td><td rowspan="7">42</td><td>42</td><td rowspan="24">昼間(6時～22時) 55</td></tr><tr><td>ロ</td><td>15</td><td>42</td></tr><tr><td>ハ</td><td>20</td><td>42</td></tr><tr><td>ニ</td><td>0</td><td>42</td></tr><tr><td>ホ</td><td>41</td><td>45</td></tr><tr><td>ヘ</td><td>35</td><td>43</td></tr><tr><td>ト</td><td>38</td><td>43</td></tr><tr><td rowspan="7">第2期</td><td>チ</td><td>30</td><td>42</td></tr><tr><td>イ</td><td>0</td><td rowspan="7">42</td><td>42</td></tr><tr><td>ロ</td><td>18</td><td>42</td></tr><tr><td>ハ</td><td>26</td><td>42</td></tr><tr><td>ニ</td><td>0</td><td>42</td></tr><tr><td>ホ</td><td>41</td><td>45</td></tr><tr><td>ヘ</td><td>35</td><td>43</td></tr><tr><td rowspan="7">第3期</td><td>ト</td><td>38</td><td>43</td></tr><tr><td>チ</td><td>30</td><td>42</td></tr><tr><td>イ</td><td>10</td><td rowspan="7">42</td><td>42</td></tr><tr><td>ロ</td><td>29</td><td>42</td></tr><tr><td>ハ</td><td>37</td><td>43</td></tr><tr><td>ニ</td><td>0</td><td>42</td></tr><tr><td>ホ</td><td>41</td><td>45</td></tr><tr><td>ヘ</td><td>35</td><td>43</td></tr><tr><td rowspan="7">第4期</td><td>ト</td><td>38</td><td>43</td></tr><tr><td>チ</td><td>30</td><td>42</td></tr><tr><td>イ</td><td>0</td><td rowspan="7">42</td><td>42</td></tr><tr><td>ロ</td><td>18</td><td>42</td></tr><tr><td>ハ</td><td>15</td><td>42</td></tr><tr><td>ニ</td><td>0</td><td>42</td></tr><tr><td>ホ</td><td>41</td><td>45</td></tr><tr><td>ヘ</td><td>35</td><td>43</td></tr><tr><td rowspan="7">夜間</td><td>ト</td><td>38</td><td>43</td></tr><tr><td>チ</td><td>30</td><td>42</td></tr><tr><td>イ</td><td>0</td><td rowspan="7">32</td><td>32</td></tr><tr><td>ロ</td><td>0</td><td>32</td></tr><tr><td>ハ</td><td>0</td><td>32</td></tr><tr><td>ニ</td><td>0</td><td>32</td></tr><tr><td>ホ</td><td>0</td><td>32</td></tr><tr><td>ヘ</td><td>0</td><td>32</td></tr><tr><td>チ</td><td>19</td><td>32</td></tr></table>							区分	予測地点	防音壁有			(参考)環境基準	予測結果	現況値	合成値	第1期	イ	0	42	42	昼間(6時～22時) 55	ロ	15	42	ハ	20	42	ニ	0	42	ホ	41	45	ヘ	35	43	ト	38	43	第2期	チ	30	42	イ	0	42	42	ロ	18	42	ハ	26	42	ニ	0	42	ホ	41	45	ヘ	35	43	第3期	ト	38	43	チ	30	42	イ	10	42	42	ロ	29	42	ハ	37	43	ニ	0	42	ホ	41	45	ヘ	35	43	第4期	ト	38	43	チ	30	42	イ	0	42	42	ロ	18	42	ハ	15	42	ニ	0	42	ホ	41	45	ヘ	35	43	夜間	ト	38	43	チ	30	42	イ	0	32	32	ロ	0	32	ハ	0	32	ニ	0	32	ホ	0	32	ヘ	0	32	チ	19	32
区分	予測地点	防音壁有			(参考)環境基準																																																																																																																																										
		予測結果	現況値	合成値																																																																																																																																											
第1期	イ	0	42	42	昼間(6時～22時) 55																																																																																																																																										
	ロ	15		42																																																																																																																																											
	ハ	20		42																																																																																																																																											
	ニ	0		42																																																																																																																																											
	ホ	41		45																																																																																																																																											
	ヘ	35		43																																																																																																																																											
	ト	38		43																																																																																																																																											
第2期	チ	30	42																																																																																																																																												
	イ	0	42	42																																																																																																																																											
	ロ	18		42																																																																																																																																											
	ハ	26		42																																																																																																																																											
	ニ	0		42																																																																																																																																											
	ホ	41		45																																																																																																																																											
	ヘ	35		43																																																																																																																																											
第3期	ト	38		43																																																																																																																																											
	チ	30	42																																																																																																																																												
	イ	10	42	42																																																																																																																																											
	ロ	29		42																																																																																																																																											
	ハ	37		43																																																																																																																																											
	ニ	0		42																																																																																																																																											
	ホ	41		45																																																																																																																																											
ヘ	35	43																																																																																																																																													
第4期	ト	38		43																																																																																																																																											
	チ	30	42																																																																																																																																												
	イ	0	42	42																																																																																																																																											
	ロ	18		42																																																																																																																																											
	ハ	15		42																																																																																																																																											
	ニ	0		42																																																																																																																																											
	ホ	41		45																																																																																																																																											
ヘ	35	43																																																																																																																																													
夜間	ト	38		43																																																																																																																																											
	チ	30	42																																																																																																																																												
	イ	0	32	32																																																																																																																																											
	ロ	0		32																																																																																																																																											
	ハ	0		32																																																																																																																																											
	ニ	0		32																																																																																																																																											
	ホ	0		32																																																																																																																																											
ヘ	0	32																																																																																																																																													
チ	19	32																																																																																																																																													

表 1.5-7 騒音調査結果のまとめ (3/5)

環境要因	結 果 の 概 要
埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	基準値 ○騒音規制法に基づく規制基準（第2種区域）：敷地境界線 朝：50dB(A)以下、昼間：55dB(A)以下 夕：50dB(A)以下、夜間：45dB(A)以下 影響の回避または低減に係る分析 以下に示す騒音防止対策等が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 騒音防止対策(埋立作業機械及び施設の稼働) ① 埋立作業機械の稼働 ・計画区域敷地境界線の内、特に敷地境界線付近で騒音が規制値を超えるおそれのある箇所には防音壁を設置する。 ・重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。 ・低騒音型重機を使用し、アイドリングストップや定期点検を実施することにより、騒音の発生を抑制する。 ② 浸出水処理施設の稼働 ・騒音を発生する設備は、防音性のある壁及びシャッターで囲われた屋内に設置する。 ・壁の内側には吸音材を貼り、騒音の発生を抑制する。 ・屋外設置の設備は、防音ボックスで囲うなどの防音対策に努める。 ・給気・排気消音ボックスを設置し、直接騒音が漏れないようにする。 ・ブロワ、コンプレッサ等の設備は防振架台(防振ゴム)により騒音の発生を抑制する。 ③ 破碎処理施設の稼働 ・計画区域敷地境界線の内、特に敷地境界線付近で騒音が規制値を超えるおそれのある箇所には防音壁を設置する。 ・騒音を発生する設備は、防音性のある壁で囲われた屋内に設置する。 ・破碎処理施設の建屋の壁は内側に吸音材を貼り、騒音の発生を抑制する。 ・重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。 ・低騒音型の重機を使用し、アイドリングストップや設備の定期点検を実施し、騒音の発生を抑制する。 ・破碎処理作業は全て建屋内で行い、車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行うことにより外部への騒音の発生を抑制する。 ④ 共通 ・敷地境界線上における維持管理基準(朝:50dB(A)、昼間:55dB(A)、夕:50dB(A)、夜間:45dB(A))を遵守する。 ・年1回、敷地境界線上の5地点において騒音の測定を行う。
生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	予測の結果、埋立作業機械、浸出水処理施設及び破碎処理施設の稼働による敷地境界線上の騒音レベル(L_{A5})は、昼間で最大55dB(A)、朝・夕・夜間で最大38dB(A)となり、「騒音規制法に基づく工場・事業場に係る規制基準以下とすること」を達成させることができる。 周辺の人家等の付近においては昼間で最大45dB(A)、朝・夕・夜間で最大32dB(A)と予測され、昼間の環境基準(55dB(A))は十分に下回っている。また、「市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼～静かな事務所」の騒音レベルであることから、周辺の人家等への影響は軽微であると予測する。 さらに、上記に示した騒音防止対策が採用されることにより、環境への影響が低減されることから、生活環境の保全上の目標（基準値）との整合性は確保できると評価した。

表 1.5-8 騒音調査結果のまとめ (4/5)

維持管理

目標

調査計画と維持管理目標値(埋立作業機械及び施設の稼働)

調 査 項 目	騒音レベル(朝、昼間、夕、夜間の時間区分)				
調 査 場 所	計画区域の敷地境界線5地点 (図4-2-10参照) ・埋立処理区域：予測地点No. 2、No. 3付近及び埋立箇所の位置により調査実施時に最も影響の大きい1地点の計3地点(昼間) ・破碎処理施設：予測地点No. 5付近の1地点(昼間) ・浸出水処理施設(24時間稼働)：予測地点No. 6付近の1地点(朝、昼間、夕、夜間)				
調 査 回 数	年1回				
維持管理目標値	騒音規制法 特定工場等に係る第2種区域の規制基準				
	時間の区分	朝	昼間	夕	夜間
	敷地境界線	50dB(A) 以下	55dB(A) 以下	50dB(A) 以下	45dB(A) 以下

注) 測定結果は、浜松市に報告する。

維持管理目標(埋立作業機械及び施設の稼働)

- ・計画区域敷地境界線の内、特に敷地境界線付近で騒音が規制値を超えるおそれのある箇所には防音壁を設置する。
- ・重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。
- ・低騒音型重機を使用し、アイドリングストップや定期点検を実施することにより、騒音の発生を抑制する。
- ・破碎処理作業は全て建屋内で行い、車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行うことにより、外部への騒音の発生を抑制する。

表 1.5-9 騒音調査結果のまとめ (5/5)

環境要因	結 果 の 概 要												
廃棄物運搬車両の走行	予 測 結 果	搬入ルートである主要地方道浜北三ヶ日線沿いでの廃棄物運搬車両の走行が周辺に及ぼす影響は、現況交通量に本事業により発生する交通量を加算した将来交通量により発生する騒音レベルを、理論式を用いて予測する。 自動車交通騒音レベルは、現況より1dB(A)増加して65dB(A)となり、環境基準を下回ると予測される。											
		予測結果 単位：dB(A) <table><tr><td></td><td>現況</td><td>計画</td><td>将来予測</td><td>環境基準</td></tr><tr><td>昼 間 (6時～22時)</td><td>64</td><td>56</td><td>65</td><td>70以下</td></tr></table> 注) 予測地点は、騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の「B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」に該当し、このうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」の昼間の基準値を示す。					現況	計画	将来予測	環境基準	昼 間 (6時～22時)	64	56
	現況	計画	将来予測	環境基準									
昼 間 (6時～22時)	64	56	65	70以下									
基準値	○環境基準 B類型(「2車線以上の車線を有する道路に面する地域」のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」) 昼間(6～22時)：70dB(A)以下												
影響の回避または低減に係る分析	以下に示す騒音防止対策等が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 騒音防止対策(廃棄物運搬車両の走行) ・ 廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。 ・ 短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行う。 ・ 廃棄物運搬車両の整備点検を十分行い騒音の発生を抑制する。 ・ 定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。												
生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	予測の結果、廃棄物運搬車両による騒音レベル(L_{Aeq})は、65dB(A)となり、「騒音に係る環境基準以下とすること」を達成させることができると判断され、生活環境の保全上の目標(基準値)との整合性は確保できると評価した。												
維持管理目標	維持管理目標(廃棄物運搬車両の走行) ・ 廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。 ・ 短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行う。 ・ 廃棄物運搬車両の整備点検を十分行い騒音の発生を抑制する。 ・ 定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。												

表 1.5-10 振動調査結果のまとめ (1/4)

環境要因	結 果 の 概 要																																																																					
埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	現 況 把 握	現地調査は、計画区域の敷地境界線4地点で、振動レベルについて年4回調査を行った。すべての地点で昼間及び夜間ともに測定下限値(30dB)未満となり、振動規制法に基づく規制基準以下となっている。																																																																				
		現況把握の結果(時間率振動レベル(L _{v10})) 単位：dB																																																																				
		<table><tr><th rowspan="2">調査地点</th><th rowspan="2">時間区分</th><th>春調査</th><th>夏調査</th><th>秋調査</th><th>冬調査</th><th rowspan="2">規制基準</th></tr><tr><th>H21. 5. 20～21</th><th>H21. 8. 11～12</th><th>H21. 10. 27～28</th><th>H22. 2. 3～4</th></tr><tr><td rowspan="2">No.1</td><td>昼 間 (8時～20時)</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>65</td></tr><tr><td>夜 間 (20時～8時)</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>55</td></tr><tr><td rowspan="2">No.2</td><td>昼 間 (8時～20時)</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>65</td></tr><tr><td>夜 間 (20時～8時)</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>55</td></tr><tr><td rowspan="2">No.3</td><td>昼 間 (8時～20時)</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>65</td></tr><tr><td>夜 間 (20時～8時)</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>55</td></tr><tr><td rowspan="2">No.4</td><td>昼 間 (8時～20時)</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>65</td></tr><tr><td>夜 間 (20時～8時)</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>55</td></tr></table>						調査地点	時間区分	春調査	夏調査	秋調査	冬調査	規制基準	H21. 5. 20～21	H21. 8. 11～12	H21. 10. 27～28	H22. 2. 3～4	No.1	昼 間 (8時～20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65	夜 間 (20時～8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55	No.2	昼 間 (8時～20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65	夜 間 (20時～8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55	No.3	昼 間 (8時～20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65	夜 間 (20時～8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55	No.4	昼 間 (8時～20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65	夜 間 (20時～8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55
		調査地点	時間区分	春調査	夏調査	秋調査	冬調査			規制基準																																																												
				H21. 5. 20～21	H21. 8. 11～12	H21. 10. 27～28	H22. 2. 3～4																																																															
		No.1	昼 間 (8時～20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65																																																														
			夜 間 (20時～8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55																																																														
		No.2	昼 間 (8時～20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65																																																														
			夜 間 (20時～8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55																																																														
		No.3	昼 間 (8時～20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65																																																														
夜 間 (20時～8時)	30未満		30未満	30未満	30未満	55																																																																
No.4	昼 間 (8時～20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65																																																																
	夜 間 (20時～8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55																																																																
注1) 調査地点は、振動に係る規制基準の「第1種区域の2」に該当する。 2) 規制基準の評価値は、80%レンジ上端値(L _{v10})である。 3) 30未満は、測定下限値未満を示す。 4) 夏調査のNo.4地点は、測定機器故障のため平成21年8月19日～20日に再調査した結果である。																																																																						
廃棄物運搬 車両の走行	現 況 把 握	搬入ルート的主要地方道浜北三ヶ日線沿いで道路交通振動レベルについて年4回調査を行った。各調査ともに要請限度以下となっている。																																																																				
		現況把握の結果(自動車交通騒音レベル(L _{v10})) 単位：dB																																																																				
		<table><tr><th rowspan="2">調査地点</th><th rowspan="2">時間区分</th><th>春調査</th><th>夏調査</th><th>秋調査</th><th>冬調査</th><th rowspan="2">要請限度</th></tr><tr><th>H21. 5. 14</th><th>H21. 8. 19</th><th>H21. 11. 5</th><th>H22. 1. 27</th></tr><tr><td>No.5</td><td>昼 間 (8時～20時)</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>30未満</td><td>65</td></tr></table>						調査地点	時間区分	春調査	夏調査	秋調査	冬調査	要請限度	H21. 5. 14	H21. 8. 19	H21. 11. 5	H22. 1. 27	No.5	昼 間 (8時～20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65																																													
		調査地点	時間区分	春調査	夏調査	秋調査	冬調査			要請限度																																																												
				H21. 5. 14	H21. 8. 19	H21. 11. 5	H22. 1. 27																																																															
		No.5	昼 間 (8時～20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65																																																														
		注1) 調査地点は、道路交通振動の要請限度の「第1種区域」に該当する。 ※昼間(8～20時)：65dB 夜間(20～8時)：60dB 2) 要請限度の評価値は、80%レンジ上端値(L _{v10})である。 3) 30未満は、測定下限値未満を示す。																																																																				
		埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	予 測 結 果	埋立作業機械、浸出水処理施設及び破碎処理施設の稼働が周辺に及ぼす影響は、各対象施設の位置に点振動源を設定し、点振動源における距離減衰や地盤の摩擦を考慮した理論伝搬式を用いて予測地点における振動レベルを予測する。																																																																		
				敷地境界線における振動レベル(L _{v10})は、昼間が最大で58dB、夜間が最大で40dBと予測され、敷地境界線における規制基準を下回ると予測される。																																																																		
				また、周辺の人家等の付近においては、昼間で最大34dB、夜間は31dBと予測される。																																																																		
予測結果(敷地境界線) 単位：dB																																																																						
<table><tr><th rowspan="3">予測地点</th><th colspan="5">予測結果</th><th colspan="2">規制基準</th></tr><tr><th colspan="4">昼 間</th><th rowspan="2">夜 間</th><th rowspan="2">昼 間 (8時～20時)</th><th rowspan="2">夜 間 (20時～8時)</th></tr><tr><th>第 1 期</th><th>第 2 期</th><th>第 3 期</th><th>第 4 期</th></tr><tr><td>No. 1</td><td>48</td><td>26</td><td>25</td><td>23</td><td>20</td><td rowspan="6">65</td><td rowspan="6">55</td></tr><tr><td>No. 2</td><td>29</td><td>58</td><td>23</td><td>36</td><td>0</td></tr><tr><td>No. 3</td><td>23</td><td>23</td><td>55</td><td>28</td><td>0</td></tr><tr><td>No. 4</td><td>8</td><td>30</td><td>16</td><td>47</td><td>0</td></tr><tr><td>No. 5</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>26</td></tr><tr><td>No. 6</td><td>44</td><td>43</td><td>43</td><td>43</td><td>40</td></tr></table>						予測地点	予測結果					規制基準		昼 間				夜 間	昼 間 (8時～20時)	夜 間 (20時～8時)	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	No. 1	48	26	25	23	20	65	55	No. 2	29	58	23	36	0	No. 3	23	23	55	28	0	No. 4	8	30	16	47	0	No. 5	47	47	47	47	26	No. 6	44	43	43	43	40								
予測地点	予測結果						規制基準																																																															
	昼 間				夜 間		昼 間 (8時～20時)	夜 間 (20時～8時)																																																														
	第 1 期			第 2 期		第 3 期			第 4 期																																																													
No. 1	48			26	25	23	20	65	55																																																													
No. 2	29			58	23	36	0																																																															
No. 3	23	23	55	28	0																																																																	
No. 4	8	30	16	47	0																																																																	
No. 5	47	47	47	47	26																																																																	
No. 6	44	43	43	43	40																																																																	
注) 夜間は、浸出水処理施設のための稼働による予測結果																																																																						

表 1.5-11 振動調査結果のまとめ (2/4)

環境要因		結 果 の 概 要					
埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	予 測 結 果	予測結果(周辺の人家等の付近) 単位：dB				(参考) 人体が振動を感じ 始める閾値 55 (図4-3-15参照)	
		区分	予測地点	予測結果	現況値		合成値
		第1期	イ	0	30		30
			ロ	4			30
			ハ	5			30
			ニ	22			31
			ホ	25			31
			ヘ	23			31
			ト	26			31
			チ	32			34
		第2期	イ	0	30		30
			ロ	0			30
			ハ	2			30
			ニ	22			31
			ホ	25			31
			ヘ	23			31
			ト	26			31
			チ	31			34
		第3期	イ	20	30		30
			ロ	24			31
			ハ	16			30
			ニ	22			31
			ホ	25			31
			ヘ	23			31
			ト	26			31
			チ	31			34
		第4期	イ	13	30		30
ロ	3		30				
ハ	2		30				
ニ	22		31				
ホ	25		31				
ヘ	23		31				
ト	26		31				
チ	31		34				
夜間	イ	0	30	30			
	ロ	0		30			
	ハ	0		30			
	ニ	6		30			
	ホ	9		30			
	ヘ	9		30			
	ト	14		30			
	チ	21		31			
注) 現況値は30dB未満のため、30dBとして計算した。							
基準値	○振動規制法に基づく規制基準(第1種区域の2): 敷地境界線 昼間(8~20時) 65dB(A)以下 夜間(20~翌8時) 55dB(A)以下						
影響の 回避ま たは低 減に係 る分析	以下に示す振動防止対策等が採用されることにより、環境への影響が実行 可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 振動防止対策(埋立作業機械及び施設の稼働) ①埋立作業機械の稼働 ・重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時 間を短縮する。 ・重機のアイドリングストップや定期点検を実施することにより、振動の 発生を抑制する。						

表 1.5-12 振動調査結果のまとめ (3/4)

環境要因	結 果 の 概 要	
埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	影響の 回避ま たは低 減に係 る分析	②浸出水処理施設の稼働 ・ブロワ、コンプレッサ等の設備は防振架台(防振ゴム)により振動の発生を抑制する。 ③破碎処理施設の稼働 ・重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。 ・重機のアイドリングストップや設備の定期点検を実施することにより、振動の発生を抑制する。 ④共通 ・敷地境界線上における維持管理基準(昼間：65dB以下、夜間：55dB以下)を遵守する。 ・年1回、敷地境界線上の5地点にて振動の測定を行う。
	生活環 境の保 全上の 目標と の整合 性に係 る分析	予測の結果、埋立作業機械、浸出水処理施設及び破碎処理施設の稼働による敷地境界線上の振動レベル(L_{v10})は、昼間で最大58dB、夜間で最大40dBとなり、「振動規制法に基づく工場・事業場に係る規制基準以下とすること」を達成させることができる。 また、周辺の人家等の付近においては昼間で最大34dB、夜間は31dBと予測されるが、人体が振動を感じ始める閾値は55dBであることから、周辺の人家等への影響は軽微であると予測される。 さらに、上記に示した振動防止対策が採用されることにより、環境への影響が低減されることから、生活環境の保全上の目標(基準値)との整合性は確保できると評価した。

維持管理 目標	調査計画と維持管理目標値(埋立作業機械及び施設の稼働)							
	調 査 項 目	振動レベル(昼間、夜間の時間区分)						
	調 査 場 所	計画区域の敷地境界線5地点 (図4-3-10参照) ・埋立処理区域：予測地点No. 2、No. 3付近及び埋立箇所の位置により調査実施時に最も影響の大きい1地点の計3地点 (昼間) ・破碎処理施設：予測地点No. 5付近の1地点 (昼間) ・浸出水処理施設(24時間稼働)：予測地点No. 6付近の1地点(昼間、夜間)						
	調 査 回 数	年1回						
	維持管理目標値	振動規制法 特定工場等に係る第1種区域の2の規制基準 <table data-bbox="668 1632 1233 1762"> <tr> <td data-bbox="691 1646 837 1680">時間の区分</td><td data-bbox="912 1646 1002 1680">昼 間</td><td data-bbox="1099 1646 1189 1680">夜 間</td></tr> <tr> <td data-bbox="691 1715 837 1749">敷地境界線</td><td data-bbox="900 1715 1015 1749">65dB以下</td><td data-bbox="1086 1715 1201 1749">55dB以下</td></tr> </table>		時間の区分	昼 間	夜 間	敷地境界線	65dB以下
時間の区分	昼 間	夜 間						
敷地境界線	65dB以下	55dB以下						
注)測定結果は、浜松市に報告する。								
維持管理目標(埋立作業機械及び施設の稼働)								
・重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。 ・ブロワ、コンプレッサ等の設備は防振架台(防振ゴム)により振動の発生を抑制する。 ・重機のアイドリングストップや定期点検を実施することにより、振動の発生を抑制する。								

表 1.5-13 振動調査結果のまとめ (4/4)

環境要因		結 果 の 概 要							
廃棄物運搬車両の走行	予 測 結 果	搬入ルートである主要地方道浜北三ヶ日線沿いでの廃棄物運搬車両の走行が周辺に及ぼす影響は、現況交通量に本事業により発生する交通量を加算した将来交通量により発生する振動レベルを、理論式を用いて予測する。 道路交通振動レベルは、現況値と同様に30dB未満となり、要請限度を下回ると予測される。 予測結果 単位：dB <table><tr><td>現況</td><td>将来予測</td><td>要請限度</td></tr><tr><td>30未満</td><td>30未満</td><td>70以下</td></tr></table> 注) 要請限度とは、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度		現況	将来予測	要請限度	30未満	30未満	70以下
	現況	将来予測	要請限度						
	30未満	30未満	70以下						
	基準値	○振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度(第1種区域) 昼間(8～20時)：65dB以下							
影響の回避または低減に係る分析	振動防止対策等が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 振動防止対策(廃棄物運搬車両の走行) ・ 廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。 ・ 短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行う。 ・ 廃棄物運搬車両の整備点検を十分行い振動の発生を抑制する。 ・ 定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。								
生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	予測の結果、廃棄物運搬車両による振動レベル(L_{v10})は、現況と変わらず30dB未満となり、「振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度以下とすること」を達成させることができると判断され、生活環境の保全上の目標(基準値)との整合性は確保できると評価した。								
維持管理目標	維持管理目標(廃棄物運搬車両の走行) ・ 廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。 ・ 短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行う。 ・ 廃棄物運搬車両の整備点検を十分行い振動の発生を抑制する。 ・ 定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。								

表 1.5-14 悪臭調査結果のまとめ (1/2)

環境要因		結 果 概 要																			
埋立地等からの悪臭の発生 破碎処理施設からの悪臭の漏洩	現 況 把 握	現地調査は、計画区域の敷地境界線4地点で特定悪臭物質と臭気指数について年4回行った。 ①特定悪臭物質 全ての調査地点で悪臭防止法に基づくF区域の規制基準(平成22年4月以前の規制基準)を満たしている。 ②臭気指数 全ての調査地点で悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準(臭気指数13：平成22年4月より施行)を満たしている。																			
	予 測 結 果	埋立地等からの影響予測は、類似施設(最終処分場)で埋立作業時、ガス抜き管、浸出水処理施設から発生した悪臭(臭気指数)を調査し、その結果を基に予測する。その結果、敷地境界線での臭気指数は10未満と予測される。また、ガス抜き管からの臭気指数31は、悪臭防止法に定められた方法により計算された許容臭気指数59以下であると予測される。																			
埋立地等からの悪臭の発生	基準値	○悪臭防止法に基づく規制基準 臭気指数：13以下(敷地境界線) 許容臭気指数：59以下(ガス抜き管)																			
	影響の回避または低減に係る分析	以下に示す悪臭対策が採用されることにより規制基準(敷地境界上)を厳守できるため、環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されるものと評価した。 悪臭対策(埋立地等からの悪臭の発生) ①埋立地 ・臭気の強い廃棄物を搬入した場合は、即時覆土を行い悪臭の拡散を防止する。 ・浸出水集排水管とガス抜き管は接続されており、空気の流通、供給ができる構造となっている。このため、有機物の分解に適した条件を整え、嫌気性状態を避けることにより腐敗性ガスの発生抑制に努める。 ・GPS等により、その日に埋立てた廃棄物の位置を管理することにより、埋立区域が1箇所に集中することを避け、特定箇所からの悪臭発生を防止する。 ・効率の良い作業により廃棄物の埋立作業時間を短縮する。 ②浸出水処理施設 ・浸出水処理施設から排出される脱水汚泥の管理は屋内とし、定期的に埋立処理する。 ③その他 ・廃棄物運搬車両等の清掃を定期的に行い、悪臭の発生を防止する。 ・敷地境界線上における維持管理基準を遵守する。また、年1回、埋立地周辺の敷地境界線上の2地点(調査時の風上、風下)にて悪臭の測定を行う。																			
	生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	<table><tr><th colspan="2">予測項目</th><th>現況値</th><th>予測結果</th><th>保全上の目標</th><th>分 析 結 果</th></tr><tr><td rowspan="2">臭気指数</td><td>埋立地</td><td>埋立地敷地境界線 10未満</td><td>埋立地敷地境界線 10未満</td><td>埋立地敷地境界線 13以下</td><td rowspan="2">予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。</td></tr><tr><td>ガス抜き管</td><td colspan="2">31</td><td>許 容 値 59</td></tr></table>					予測項目		現況値	予測結果	保全上の目標	分 析 結 果	臭気指数	埋立地	埋立地敷地境界線 10未満	埋立地敷地境界線 10未満	埋立地敷地境界線 13以下	予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。	ガス抜き管	31	
予測項目		現況値	予測結果	保全上の目標	分 析 結 果																
臭気指数	埋立地	埋立地敷地境界線 10未満	埋立地敷地境界線 10未満	埋立地敷地境界線 13以下	予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。																
	ガス抜き管	31		許 容 値 59																	

維持管理目標	調査計画と維持管理目標値(埋立地等からの悪臭の発生)	
	調査項目	臭気指数
	調査場所	埋立地周辺の敷地境界線2地点(調査時の風上、風下)
	調査回数	年1回
	維持管理目標値	悪臭防止法の規制基準 臭気指数13以下
注)測定結果は、浜松市に報告する。		
維持管理目標(埋立地等からの悪臭の発生)		
①埋立地 ・臭気の強い廃棄物を搬入した場合は、即時覆土を行い悪臭の拡散を防止する。 ・浸出水集排水管とガス抜き管は接続されており、空気の流通、供給ができる構造となっている。このため、有機物の分解に適した条件を整え、嫌気性状態を避けることにより腐敗性ガスの発生抑制に努める。 ・GPS等により、その日に埋立てた廃棄物の位置を管理することにより、埋立区域が1箇所に集中することを避け、特定箇所からの悪臭発生を防止する。 ・効率の良い作業により廃棄物の埋立作業時間を短縮する。 ②浸出水処理施設 ・浸出水処理施設から排出される脱水汚泥の管理は屋内とし、定期的に埋立処理する。 ③その他 ・廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。 ・廃棄物運搬車両等の清掃を定期的に行い、悪臭の発生を防止する。		

表 1.5-15 悪臭調査結果のまとめ (2/2)

環境要因	結 果 の 概 要																																									
破砕処理施設からの悪臭の漏洩	予 測 結 果	破砕処理施設からの悪臭の漏洩の影響予測は、拡散式を用いて予測した。 建屋内で強い臭気が発生した場合の換気扇からの予測結果は臭気指数13、その対策として作業前に天井ミストに消臭剤を添加し、予め噴霧しておく悪臭対策を実施した場合は臭気指数10であると予測される。また、換気扇からの臭気指数最大値29は、悪臭防止法に定められた方法により計算された許容臭気指数31以下であると予測される。 悪臭予測結果(臭気指数)																																								
		<table><tr><td rowspan="2">地 点</td><td colspan="2">予 測 結 果</td><td rowspan="2">規制基準</td></tr><tr><td>対策前</td><td>対策後</td></tr><tr><td>予測地点</td><td>13</td><td>10</td><td>13以下</td></tr></table>			地 点	予 測 結 果		規制基準	対策前	対策後	予測地点	13	10	13以下																												
	地 点	予 測 結 果		規制基準																																						
		対策前	対策後																																							
予測地点	13	10	13以下																																							
	注1) 予測結果は、風下40m地点の最大値。 2) 対策後とは、建屋内で強い臭気の発生が想定される場合、作業前に天井ミストに消臭剤を添加し、予め噴霧しておく悪臭防止対策実施後。																																									
基準値	○悪臭防止法に基づく規制基準 臭気指数 : 13以下(敷地境界線) 許容臭気指数: 31以下(換気扇からの臭気指数)																																									
影響の回避または低減に係る分析	以下に示す悪臭対策が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 悪臭対策(破砕処理施設からの悪臭の漏洩)																																									
	<table><tr><td colspan="5">・破砕処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。</td></tr><tr><td colspan="5">・天井ミストを設置し、破砕処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。</td></tr><tr><td colspan="5">・破砕処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等悪臭が発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予見される場合には必要に応じてミストを噴霧する。</td></tr><tr><td colspan="5">・建屋内で強い臭気(廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気)の発生が想定される場合、破砕作業等の前に天井ミストに消臭剤を予め添加し噴霧しておくことで悪臭の拡散を防止する。</td></tr><tr><td colspan="5">・建屋出入り口には、シートシャッターを設置し、作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行う。</td></tr><tr><td colspan="5">・廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。・敷地境界線上における維持管理基準を遵守する。また、年1回、破砕施設周辺の敷地境界線上の2地点(調査時の風上、風下)にて悪臭の測定を行う。</td></tr></table>				・破砕処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。					・天井ミストを設置し、破砕処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。					・破砕処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等悪臭が発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予見される場合には必要に応じてミストを噴霧する。					・建屋内で強い臭気(廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気)の発生が想定される場合、破砕作業等の前に天井ミストに消臭剤を予め添加し噴霧しておくことで悪臭の拡散を防止する。					・建屋出入り口には、シートシャッターを設置し、作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行う。					・廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。・敷地境界線上における維持管理基準を遵守する。また、年1回、破砕施設周辺の敷地境界線上の2地点(調査時の風上、風下)にて悪臭の測定を行う。												
・破砕処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。																																										
・天井ミストを設置し、破砕処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。																																										
・破砕処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等悪臭が発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予見される場合には必要に応じてミストを噴霧する。																																										
・建屋内で強い臭気(廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気)の発生が想定される場合、破砕作業等の前に天井ミストに消臭剤を予め添加し噴霧しておくことで悪臭の拡散を防止する。																																										
・建屋出入り口には、シートシャッターを設置し、作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行う。																																										
・廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。・敷地境界線上における維持管理基準を遵守する。また、年1回、破砕施設周辺の敷地境界線上の2地点(調査時の風上、風下)にて悪臭の測定を行う。																																										
生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	予測項目	現況値	予測結果		保全上の目標	分析結果																																				
			対策前	対策後																																						
	臭気指数	10未満	13	10	13以下		予測結果が保全上の目標値以下であるため、整合性は確保できると評価した。																																			
			最大値 29		許容値 31以下																																					
	注)対策後とは、建屋内で強い臭気の発生が想定される場合、作業前に天井ミストに消臭剤を添加し、予め噴霧しておく悪臭防止対策実施後。																																									
維持管理目標	調査計画と維持管理目標値(破砕処理施設からの悪臭の漏洩)																																									
	調査項目	臭気指数																																								
	調査場所	破砕処理施設周辺の敷地境界線2地点(調査時の風上、風下)																																								
	調査回数	年1回																																								
	維持管理目標値	悪臭防止法の規制基準 臭気指数13以下																																								
	注)測定結果は、浜松市に報告する。																																									
	維持管理目標(破砕処理施設からの悪臭の漏洩)																																									
	<table><tr><td colspan="6">・破砕処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。</td></tr><tr><td colspan="6">・天井ミストを設置し、破砕処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。</td></tr><tr><td colspan="6">・破砕処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等悪臭が発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予見される場合には必要に応じてミストを噴霧する。</td></tr><tr><td colspan="6">・建屋内で強い臭気(廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気)の発生が想定される場合、破砕作業等の前に天井ミストに消臭剤を予め添加し噴霧しておくことで悪臭の拡散を防止する。</td></tr><tr><td colspan="6">・建屋出入り口には、シートシャッターを設置し、作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行う。</td></tr><tr><td colspan="6">・廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。</td></tr></table>						・破砕処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。						・天井ミストを設置し、破砕処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。						・破砕処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等悪臭が発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予見される場合には必要に応じてミストを噴霧する。						・建屋内で強い臭気(廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気)の発生が想定される場合、破砕作業等の前に天井ミストに消臭剤を予め添加し噴霧しておくことで悪臭の拡散を防止する。						・建屋出入り口には、シートシャッターを設置し、作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行う。						・廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。					
・破砕処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。																																										
・天井ミストを設置し、破砕処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。																																										
・破砕処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等悪臭が発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予見される場合には必要に応じてミストを噴霧する。																																										
・建屋内で強い臭気(廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気)の発生が想定される場合、破砕作業等の前に天井ミストに消臭剤を予め添加し噴霧しておくことで悪臭の拡散を防止する。																																										
・建屋出入り口には、シートシャッターを設置し、作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行う。																																										
・廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。																																										

表 1.5-16 水質調査結果のまとめ (1/4)

環境要因

結果の概要

浸出水処理施設からの処理水の放流

現況把握

現地調査は、計画区域周辺の立板沢及び神宮寺川の計7地点で、年4回行った。調査結果(年間まとめ)を下表に示す。大腸菌群数及びSSが環境基準を、pH及び全窒素は農業用水基準を超過する地点が確認された。

分類	項目	単位	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	環境基準 (河川A類型)	農業用水 基準
生活環境項目	pH (日間平均の最大値)		7.8	8.2	8.3	8.2	8.5	8.1	8.3	6.5~8.5	6.0~7.5
	DO (日間平均の最小値)	(mg/L)	8.9	8.5	9.2	8.9	9.3	9.8	9.6	7.5以上	5以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	0.9	0.6	0.7	0.6	1.1	0.8	1.3	2	---
	COD	(mg/L)	3.4	2.7	2.3	2.2	2.1	0.8	2.3	---	6
	SS (日間平均の最大値)	(mg/L)	4	2.5	4	4	1	1	1	25	100
	河川汚濁指標	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	---	---
	大腸菌群数 (日間平均の最大値)	(MPN/100mL)	200	100	100	100	100	200	200	1000	---
	全窒素	(mg/L)	0.47	0.35	1.1	1.0	1.0	1.4	1.6	---	1
	全リン	(mg/L)	0.020	0.019	0.045	0.028	0.023	0.023	0.027	---	---
	フェノール類	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	---	---
	溶解性鉄	(mg/L)	<0.1	0.6	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	---	---
	溶解性マンガン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	---	---
健康項目	亜鉛	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	---	0.5
	カドミウム	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---
	金シアン (最大値)	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと	---
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	---
	六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	---
	砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.05
	硫酸銅	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	---
	アルキル水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	---
	P C B	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	---
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	---
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	---
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	---
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	---
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	---
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	---
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	---
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03	---
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	---
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	---
	チウラム	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	---
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	---
	デオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	---
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---
	セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.3	0.3	0.9	0.9	0.9	1.3	1.5	10	---
	ぶつ素	(mg/L)	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.8	---
	ぼう素	(mg/L)	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	1	---
	1-エチオキシベン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	---
銅	(mg/L)	<0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	---	0.02	
クロム	(mg/L)	<0.02	0.05	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	---	---	
電気伝導率	(μS/cm)	11	19	15	15	15	16	17	---	30	
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	0.017	0.018	0.14	0.098	0.088	0.12	0.096	1	---	

注1) <は未検出を表す。
2) 赤色部分は環境基準、黄色部分は農業用水基準を上回っていることを表す。
3) 立板沢及び神宮寺川には環境基準が設定されていないが、参考のため都田川の環境基準である河川A類型との比較を行った。
4) 環境基準等との比較には次の数値を用いる。
①pH、DO、SS及び大腸菌群数の評価には日間平均値を用いる。
②BODの評価には75%値を用いる。75%値とは、1N箇の日間平均値を水質の良いものから並べたとき、0.75×N番目になる値であり、本調査では年間4回の調査を行っている中で、BOD・CODの低い方から3番目の値が75%値となる。
③シアンの評価は、年間の最大値を用いる。
④上記以外の項目は、年平均値を用いる。定置下懸垂採水の結果を含む項目の年平均値は、測定結果＝定置下懸垂として平均値を算出した。

なお、BODについては年間評価(75%値)では環境基準を満たしているものの、下表のように最大値(渇水期)では環境基準を超過した地点が確認された。

項目	単位	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	環境基準 (河川A類型)
BOD	(mg/L)	2.9	0.8	1.0	1.0	1.4	1.0	2.4	2

表 1.5-17 水質調査結果のまとめ (2/4)

環境要因	結 果 の 概 要																																																																																																																
浸出水処理施設からの処理水の放流	予 測 結 果	施設からの処理水が周辺に及ぼす影響予測は、渇水期及び農業用水の取水期に分けて行った。予測の結果、環境基準又は農業用水基準値を超過した項目を以下に示す。 渇水期ではBODが環境基準を超過している。しかし、超過地点は全て現況のBODが基準値を超過している地点である。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">項 目</th><th>神宮寺川</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>井伊谷川</th><th></th><th>都田川</th><th></th></tr> <tr> <th>花見橋</th><th></th><th>月見橋</th><th></th><th>向島せき</th><th></th><th>観橋</th><th></th><th>清水橋</th><th></th><th>落合橋</th><th></th></tr> <tr> <th>現 況</th><th>予 測</th><th>現 況</th><th>予 測</th><th>現 況</th><th>予 測</th><th>現 況</th><th>予 測</th><th>現 況</th><th>予 測</th><th>現 況</th><th>予 測</th></tr> <tr> <td>BOD</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> 注1) ○…環境基準を満たす。 ×…環境基準を満たさない。 取水期では環境基準は全地点で満たしていた。農業用水基準では、施設稼働後に全窒素が基準を超過する地点が確認された。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">項目</th><th>神宮寺川</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>井伊谷川</th><th></th><th>都田川</th><th></th></tr> <tr> <th>花見橋</th><th></th><th>月見橋</th><th></th><th>向島せき</th><th></th><th>観橋</th><th></th><th>清水橋</th><th></th><th>落合橋</th><th></th></tr> <tr> <th>現 況</th><th>予 測</th><th>現 況</th><th>予 測</th><th>現 況</th><th>予 測</th><th>現 況</th><th>予 測</th><th>現 況</th><th>予 測</th><th>現 況</th><th>予 測</th></tr> <tr> <td>全窒素</td><td>○</td><td>▲</td><td>○</td><td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td></tr> </table> 注1) ○…環境基準・農業用水基準ともに満たす。 ▲…農業用水基準を満たさない。	項 目	神宮寺川								井伊谷川		都田川		花見橋		月見橋		向島せき		観橋		清水橋		落合橋		現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	BOD	○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	項目	神宮寺川								井伊谷川		都田川		花見橋		月見橋		向島せき		観橋		清水橋		落合橋		現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	全窒素	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲											
項 目	神宮寺川									井伊谷川		都田川																																																																																																					
	花見橋			月見橋		向島せき		観橋		清水橋		落合橋																																																																																																					
	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測																																																																																																					
BOD	○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○																																																																																																					
項目	神宮寺川								井伊谷川		都田川																																																																																																						
	花見橋		月見橋		向島せき		観橋		清水橋		落合橋																																																																																																						
	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測	現 況	予 測																																																																																																					
全窒素	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲																																																																																																					
基準値	○渇水期：「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」。 ○取水期：上記項目に「農業用水基準」を追加。																																																																																																																
影響の回避または低減に係る分析	以下に示す水質汚濁防止対策が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 水質汚濁防止対策(浸出水処理施設からの処理水の放流) 高負荷浸出水発生抑制対策 ・廃棄物受入れ契約前に埋立基準に適合するか検査・分析を行い、適合しない廃棄物については契約を行わない。 ・浸出水処理施設には、流入する保有水等の水量及び水質の変動を調整することができる鉄筋コンクリート造りの調整槽(10,000m³)を設置することで、排水処理施設への過負荷を抑制する。 浸出水発生量抑制対策 ・埋立地の周囲に、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができるポリエチレン製側溝を設置し、浸出水発生量を抑制する。また、1月に1回側溝その他の設備の点検を行い、4ヶ月に1回又は必要に応じて堆積した土砂等の除去を行うことで、その機能を維持させる。 ・各期の埋立終了ごとに平場の一部を、ベントナイトシートでキャッピングを行い、浸出水発生量を抑制する。 排水処理対策 ・排水処理施設は、重金属反応槽～第二中和槽まで二系統で形成され、原水水質の変動、設備のメンテナンス及び緊急停止等に対応できる構造とする。 監視計画 ・排水項目のうちpH、BOD、COD、SS及び全窒素については、1ヶ月に1回、それ以外の項目については、1年に1回測定を行い維持管理基準に適合しているか確認し、記録する。																																																																																																																

表 1.5-18 水質調査結果のまとめ (3/4)

環境要因	結 果 の 概 要																																																																																																																							
浸出水処理施設からの処理水の放流	生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	渇水期では、BODが現況で環境基準を超過している地点(神宮寺川月見橋及び禊橋)のみ、環境基準を超える結果となった。上昇濃度は下表のように軽微であるため、影響ないと評価した。 <table data-bbox="694 481 1166 611"> <tr> <th rowspan="3">項 目</th><th colspan="4">神宮寺川</th></tr> <tr> <th colspan="2">月見橋</th><th colspan="2">禊橋</th></tr> <tr> <th>現況</th><th>予測</th><th>現況</th><th>予測</th></tr> <tr> <td>BOD</td><td>3.7</td><td>3.9</td><td>2.7</td><td>3.0</td></tr> </table> 取水期では、環境基準は満たしているが、全窒素が農業用水基準を超過する結果となった。更に詳しい予測を行ったところ、施設排水で「ケルダール窒素30mg/L以下」の基準を守ること、花見橋で下表の基準を満たすことから農業(稲作)への影響はないと評価した。 <table data-bbox="483 918 1430 1178"> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="4">予測結果</th><th rowspan="2">農業用水の水質分級</th></tr> <tr> <th>花見橋</th><th>月見橋</th><th>向島せき</th><th>禊橋</th></tr> <tr> <td>全窒素</td><td>1.6</td><td>1.5</td><td>1.8</td><td>1.8</td><td>2以下</td></tr> <tr> <td>ケルダール窒素</td><td>0.4</td><td>0.4</td><td>0.3</td><td>0.2</td><td>1以下</td></tr> <tr> <td>アンモニア性窒素</td><td>0.4</td><td>0.4</td><td>0.3</td><td>0.2</td><td>0.5以下</td></tr> <tr> <td>COD</td><td>2.8</td><td>1.9</td><td>2.2</td><td>2.6</td><td>7以下</td></tr> <tr> <td>全磷</td><td>0.046</td><td>0.032</td><td>0.042</td><td>0.034</td><td>0.2以下</td></tr> </table> 注1) 農業用水の水質分級は、表4-5-27において汚濁程度「0：問題はない」となる基準値。 各地点における、生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析結果のまとめを下表に示す。 <table data-bbox="477 1373 1423 1706"> <tr> <th>評価時期</th><th>評価地点</th><th>河川名</th><th>生活環境への影響</th><th>人の健康への影響</th><th>農業用水への影響(注)</th></tr> <tr> <td rowspan="6">取水期</td><td>花見橋</td><td rowspan="4">神宮寺川</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr> <td>月見橋</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr> <td>向島せき</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr> <td>禊橋</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr> <td>清水橋</td><td>井伊谷川</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr> <td>落合橋</td><td>都田川</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr> <td rowspan="6">渇水期</td><td>花見橋</td><td rowspan="4">神宮寺川</td><td>◎</td><td>◎</td><td rowspan="6" style="text-align: center;">/</td></tr> <tr> <td>月見橋</td><td>○</td><td>◎</td></tr> <tr> <td>向島せき</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr> <td>禊橋</td><td>○</td><td>◎</td></tr> <tr> <td>清水橋</td><td>井伊谷川</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr> <td>落合橋</td><td>都田川</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> </table> 注1) ◎…予測結果から影響はないと判断。 ○…予測結果の影響が軽微であり影響はないと判断。 2) 農業用水基準及び水質分級基準から総合的に判断した結果。				項 目	神宮寺川				月見橋		禊橋		現況	予測	現況	予測	BOD	3.7	3.9	2.7	3.0		予測結果				農業用水の水質分級	花見橋	月見橋	向島せき	禊橋	全窒素	1.6	1.5	1.8	1.8	2以下	ケルダール窒素	0.4	0.4	0.3	0.2	1以下	アンモニア性窒素	0.4	0.4	0.3	0.2	0.5以下	COD	2.8	1.9	2.2	2.6	7以下	全磷	0.046	0.032	0.042	0.034	0.2以下	評価時期	評価地点	河川名	生活環境への影響	人の健康への影響	農業用水への影響(注)	取水期	花見橋	神宮寺川	◎	◎	◎	月見橋	◎	◎	◎	向島せき	◎	◎	◎	禊橋	◎	◎	◎	清水橋	井伊谷川	◎	◎	◎	落合橋	都田川	◎	◎	◎	渇水期	花見橋	神宮寺川	◎	◎	/	月見橋	○	◎	向島せき	◎	◎	禊橋	○	◎	清水橋	井伊谷川	◎	◎	落合橋	都田川	◎	◎
項 目	神宮寺川																																																																																																																							
	月見橋		禊橋																																																																																																																					
	現況	予測	現況	予測																																																																																																																				
BOD	3.7	3.9	2.7	3.0																																																																																																																				
	予測結果				農業用水の水質分級																																																																																																																			
	花見橋	月見橋	向島せき	禊橋																																																																																																																				
全窒素	1.6	1.5	1.8	1.8	2以下																																																																																																																			
ケルダール窒素	0.4	0.4	0.3	0.2	1以下																																																																																																																			
アンモニア性窒素	0.4	0.4	0.3	0.2	0.5以下																																																																																																																			
COD	2.8	1.9	2.2	2.6	7以下																																																																																																																			
全磷	0.046	0.032	0.042	0.034	0.2以下																																																																																																																			
評価時期	評価地点	河川名	生活環境への影響	人の健康への影響	農業用水への影響(注)																																																																																																																			
取水期	花見橋	神宮寺川	◎	◎	◎																																																																																																																			
	月見橋		◎	◎	◎																																																																																																																			
	向島せき		◎	◎	◎																																																																																																																			
	禊橋		◎	◎	◎																																																																																																																			
	清水橋	井伊谷川	◎	◎	◎																																																																																																																			
	落合橋	都田川	◎	◎	◎																																																																																																																			
渇水期	花見橋	神宮寺川	◎	◎	/																																																																																																																			
	月見橋		○	◎																																																																																																																				
	向島せき		◎	◎																																																																																																																				
	禊橋		○	◎																																																																																																																				
	清水橋	井伊谷川	◎	◎																																																																																																																				
	落合橋	都田川	◎	◎																																																																																																																				

表 1.5-19 水質調査結果のまとめ (4/4)

維持管理
目標

水質汚濁に関する維持管理目標の項目を下表に示す。

pH、BOD、COD、SS及び全窒素は1回/月、農業用水基準項目、全磷及びケルダール窒素は3月～9月の期間に1回/月、その他の項目(ダイオキシン類を含む)については、1回/年測定し、記録する。

項 目	維持管理基準値	項 目	維持管理基準値
アルキル水銀化合物※1	不検出	セレン及びその化合物	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	ほう素及びその化合物	10以下
カドミウム及びその化合物	0.03以下	ふっ素及びその化合物	8以下
鉛及びその化合物	0.1以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素	60以下
有機燐化合物(パラチオン等)	1以下	硝酸性窒素及び亜硝酸化合物	30以下
六価クロム化合物	0.5以下	ケルダール窒素※2	30以下
砒素及びその化合物	0.1以下	水素イオン濃度(pH)	5.0～8.0
シアン化合物	0.1未満	生物化学的酸素要求量(BOD)	平均15最大20以下
ポリ塩化ビフェニル	0.0005未満	化学的酸素要求量(COD)	平均15最大20以下
トリクロロエチレン	0.1以下	浮遊物質(SS)	10以下
テトラクロロエチレン	0.1以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	5以下
ジクロロメタン	0.2以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	30以下
四塩化炭素	0.02以下	フェノール類含有量	5以下
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	銅含有量	0.25以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2以下	亜鉛含有量	0.25以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	溶解性鉄含有量	10以下
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	溶解性マンガン含有量	10以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	クロム含有量	2以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	大腸菌群数	3000個/cm以下
チウラム	0.06以下	窒素含有量	平均60最大120
シマジン	0.03以下	燐含有量	1以下
チオベンカルブ	0.2以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下
ベンゼン	0.1以下		

※1 アルキル水銀の法令基準「不検出」は、0.0005mg/L未満であることを表す。

※2 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析結果により追加した項目。

※3 大腸菌群数及びダイオキシン類以外の項目の単位はmg/L。

注) 測定結果は浜松市に報告する。

表 1.5-20 地下水調査結果のまとめ (1/5)

環境要因

結 果 の 概 要

最終処分場の存在

現 況 把 握

現地調査は、計画区域内6地点及び周辺民家宅井戸2地点の計7地点で、年4回行った。場内地下水調査結果(年間まとめ)を下表に示す。複数の地点で自然由来と考えられる鉛が検出され、No.4では環境基準を超過していた。

分類	分 析 項 目	単 位	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	環境基準	
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
	金シアン(最大値)	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと	
	鉛	(mg/L)	0.005	0.006	0.008	0.016	<0.005	0.01	
	六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	
	砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.006	0.001	<0.001	0.01	
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	
	アルキル水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
	P C B	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03	
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	
	チウラム	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
	セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.1	0.2	<0.1	0.4	<0.1	10	
	ふっ素	(mg/L)	<0.08	<0.08	0.20	<0.08	<0.08	0.8	
	ほう素	(mg/L)	0.06	0.03	0.31	0.03	0.01	1	
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	
	塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	
	その他	電気伝導率	(μS/cm)	32	26	46	68	32	—
		ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	0.030	0.070	0.10	0.049	0.017	1
		塩化物イオン	(mg/L)	14	4	5	3	5	—
		pH(最小値~最大値)		8.1~8.3	6.7~7.4	9.8~10.1	6.8~7.3	7.8~8.9	—
	SS	(mg/L)	41	5	71	59	33	—	

注1) <は未検出を表す。
 2) 網掛け部分は環境基準を超過していることを表す。
 3) 環境基準等との比較には、シアンについては年間の最大値、その他の項目については年平均値を用いる。
 4) 定置下限値未満の結果を含む項目の年平均値については、測定結果=定置下限値として平均値を算出した。
 5) 環境基準の「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた測定方法により測定した当該方法の定置下限値を下回ることをいう。

また、地質調査結果では計画区域は岩盤帯であることから、深度5~10m以降の深部は難透水層である。浅部の地下水流動方向は下図の通りで、最終処分場の埋立境界付近の流動は、全て場内方向である。

また、地質調査結果では計画区域は岩盤帯であることから、深度5~10m以降の深部は難透水層である。浅部の地下水流動方向は下図の通りで、最終処分場の埋立境界付近の流動は、全て場内方向である。

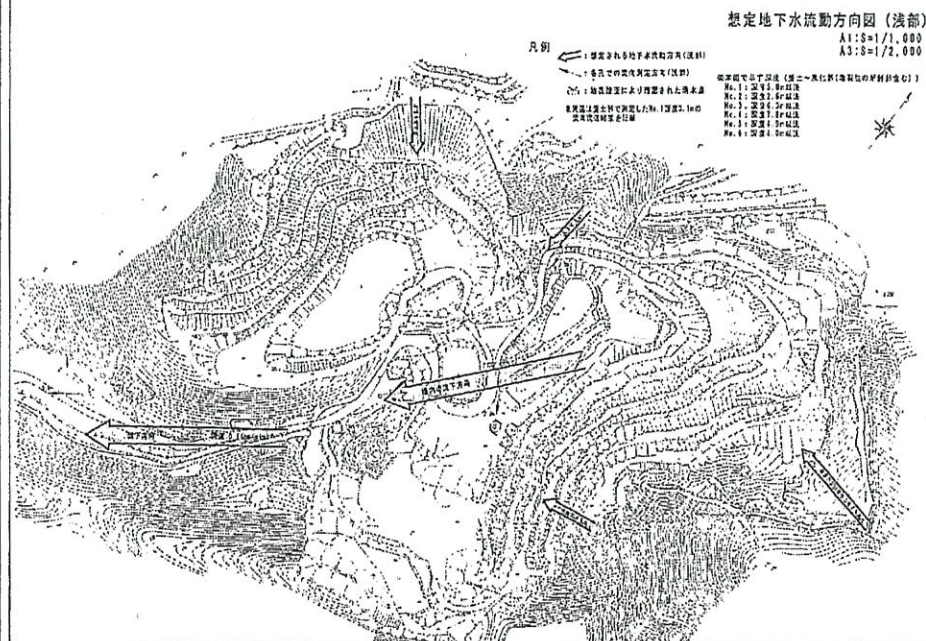


表 1.5-21 地下水調査結果のまとめ (2/5)

環境要因		結 果 の 概 要							
最終処分場の存在	現 況 把 握	周辺民家宅井戸の調査結果(年間まとめ)を下表に示す。周辺民家(北洞地区及び背山地区)の井戸は浅井戸と考えられ、浅井戸の特徴である大腸菌が検出された。							
		分類	分 析 項 目	単 位	No.A 北洞地区井戸		No.B 背山地区井戸		飲料水基準
					最大値	平均値	最大値	平均値	環境基準
飲料水項目		一般細菌	(個/mL)	230	140	140	300	140	100
		大腸菌	(個/L)	検出する	—	—	検出する	—	検出されないこと
		有機物(TOC)	(mg/L)	0.4	0.3	—	<0.3	0.3	3
		pH値(最小値~最大値)		7.3~7.7	7.5	—	7.2~7.7	7.5	5.8~8.6
		味		無味	—	—	無味	—	異常でないこと
		臭気		無臭	—	—	無臭	—	異常でないこと
		色度	度	1	1	—	1	1	5
		濁度	度	<1	<1	—	<1	<1	2
		塩化物イオン	(mg/L)	8	6	—	5	5	200
		カドミウム	(mg/L)	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	0.01
健康項目		全シアン(最大値)	(mg/L)	<0.1	<0.1	—	<0.1	<0.001	0.01
		鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	—	<0.005	<0.005	0.01
		六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	—	<0.005	<0.001	0.05
		砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	0.01
		総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.001	0.0005
		アルキル水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.001	—
		P C B	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.001	—
		ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.001	0.02
		四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	<0.001	0.002
		1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	—	<0.0004	<0.001	0.004
		1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.001	0.1
		シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	—	<0.004	<0.001	0.04
		1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.001	1
		1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006	<0.001	0.006
		トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.001	0.03
		テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.001	0.01
		1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	<0.001	0.002
		チウラム	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.001	0.005
		シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	<0.001	0.003
		チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.001	0.02
		ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	0.01
		セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	2.2	2.1	—	0.6	0.6	10
		ふっ素	(mg/L)	<0.08	<0.08	—	<0.08	<0.08	0.8
		ほう素	(mg/L)	0.01	0.01	—	0.01	0.01	1
		1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	—	<0.005	<0.005	0.05
		塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002	0.002
その他		電気伝導率	(mS/m)	32	29	—	14	13	—
		ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	0.022	0.016	—	0.019	0.017	1(暫定基準)
		SS	(mg/L)	<1	<1	—	<1	<1	—

注1) <は未満値を表す。

注2) 網掛け部分は飲料水基準を超過していることを表す。

注3) 飲料水基準との比較には年間最大値を用いる。

注4) 環境基準等との比較には、シアンについては年間の最大値、その他の項目については年平均値を用いる。
測定下限値未満の結果を含む項目の年平均値については、測定結果=測定下限値として平均値を算出した。

表 1.5-22 地下水調査結果のまとめ (3/5)

環境要因	結 果 の 概 要
最終処分場の存在	予測結果の概要を下図に示す。 地形は概ね現況地形を利用し、地形に合わせて整形はするが地下水の流れを変えるような掘削は行わない計画である。そのため、周辺に及ぼす地下水の水位、流動及び水質の変化はないと予測される。場内では遮水工による降雨時の地下水への浸透量減少が予測されるが、周辺雨水は現況通り浸透及び下流河川へ流入するため、その影響は小さいと予測される。
基準値	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の地下水水質基準。
影響の回避または低減に係る分析	以下に示す地下水保全対策が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 地下水保全対策 (最終処分場の存在) 地下水流動保全対策 ・洪水調整地及び各施設は、浅層地下水の流動を遮断させない構造(根入れ深さ等)とする。 遮水工保全対策 ・遮水シートの素材には、化学的・力学的に強い高密度ポリエチレンを採用する。 ・遮水工の下部は整形し、平らで強固な地形とする。 ・埋立地では、少量の地下水が想定されることから、地下水の揚圧等により遮水工が破損することを防ぐため、幹線管径600mmの地下水集排水管を設置し、遮水シート下面の地下水を排出する。 ・遮水工の機能を間接的に確認するため、地下水集排水管によって集められた地下水を電気伝導率測定器による連続モニタリングを行う。 地下水保全対策 ・2ヶ所の地下水観測井戸を設置し、地下水水質に影響がないことを確認する。地下水観測井戸の位置を図4-6-31に示す。 監視計画 ・2ヶ所の地下水観測井戸で電気伝導率は1回/月、その他の地下水検査項目は1回/年の測定を行い記録する。

表 1.5-23 地下水調査結果のまとめ (4/5)

環境要因	結 果 の 概 要																																																																																																				
最終処分場の存在	生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析 地下水水質は変化しないと予測したことから、現況の地下水水質調査結果と基準値を比較した。その結果を下表に示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>予測結果</th><th>基準値</th><th>判定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メチル水銀</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td><td>○</td></tr> <tr> <td>総水銀</td><td>0.0005未満</td><td>0.0005</td><td>○</td></tr> <tr> <td>カドミウム</td><td>0.001未満</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr> <td>鉛</td><td>0.006</td><td>0.01</td><td>▲</td></tr> <tr> <td>六価クロム</td><td>0.005未満</td><td>0.05</td><td>○</td></tr> <tr> <td>砒素</td><td>0.001未満</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr> <td>全シアン</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td><td>○</td></tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニル</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td><td>○</td></tr> <tr> <td>トリクロロエレン</td><td>0.002未満</td><td>0.03</td><td>○</td></tr> <tr> <td>テトラクロロエレン</td><td>0.0005未満</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td><td>0.002未満</td><td>0.02</td><td>○</td></tr> <tr> <td>四塩化炭素</td><td>0.0002未満</td><td>0.002</td><td>○</td></tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.0004未満</td><td>0.004</td><td>○</td></tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエレン</td><td>0.002未満</td><td>0.02</td><td>○</td></tr> <tr> <td>シス-1,1-ジクロロエレン</td><td>0.004未満</td><td>0.04</td><td>○</td></tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>0.0005未満</td><td>1</td><td>○</td></tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>0.0006未満</td><td>0.006</td><td>○</td></tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>0.0002未満</td><td>0.002</td><td>○</td></tr> <tr> <td>チクロム</td><td>0.0006未満</td><td>0.006</td><td>○</td></tr> <tr> <td>シマジン</td><td>0.0003未満</td><td>0.003</td><td>○</td></tr> <tr> <td>チオベンカザブ</td><td>0.002未満</td><td>0.02</td><td>○</td></tr> <tr> <td>ベンゼン</td><td>0.001未満</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr> <td>セレン</td><td>0.001未満</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr> <td>有機リン類</td><td>0.044</td><td>1</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> 注1) 単位は「付着物のみ」ppm-TEQ/L、その他は全てmg/L。 2) ○…基準を達成可能、▲…基準達成に注意が必要。 鉛については、自然由来とされる原因で複数地点から検出されている。環境基準を超えている地点もあり、最終処分場以外の影響(自然由来)で基準値を超える可能性がある。そのため、下図のように溶解性の鉛を分析し、鉛の検出由来を判断する必要があると判断した。現況調査では、鉛は非溶解性(鉱物由来)、最終処分場由来の鉛は溶解性鉛であると予想されることから、基準値超過の場合は、溶解性鉛を測定することを追加した。 鉛0.022mg/L 自然由来の鉛の場合 0.45μmメンブランフィルターで加圧ろ過 鉛 0.005mg/L未満	項目	予測結果	基準値	判定	メチル水銀	不検出	検出されないこと	○	総水銀	0.0005未満	0.0005	○	カドミウム	0.001未満	0.01	○	鉛	0.006	0.01	▲	六価クロム	0.005未満	0.05	○	砒素	0.001未満	0.01	○	全シアン	不検出	検出されないこと	○	ポリ塩化ビフェニル	不検出	検出されないこと	○	トリクロロエレン	0.002未満	0.03	○	テトラクロロエレン	0.0005未満	0.01	○	ジクロロメタン	0.002未満	0.02	○	四塩化炭素	0.0002未満	0.002	○	1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.004	○	1,1-ジクロロエレン	0.002未満	0.02	○	シス-1,1-ジクロロエレン	0.004未満	0.04	○	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	1	○	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.006	○	1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.002	○	チクロム	0.0006未満	0.006	○	シマジン	0.0003未満	0.003	○	チオベンカザブ	0.002未満	0.02	○	ベンゼン	0.001未満	0.01	○	セレン	0.001未満	0.01	○	有機リン類	0.044	1	○
項目	予測結果	基準値	判定																																																																																																		
メチル水銀	不検出	検出されないこと	○																																																																																																		
総水銀	0.0005未満	0.0005	○																																																																																																		
カドミウム	0.001未満	0.01	○																																																																																																		
鉛	0.006	0.01	▲																																																																																																		
六価クロム	0.005未満	0.05	○																																																																																																		
砒素	0.001未満	0.01	○																																																																																																		
全シアン	不検出	検出されないこと	○																																																																																																		
ポリ塩化ビフェニル	不検出	検出されないこと	○																																																																																																		
トリクロロエレン	0.002未満	0.03	○																																																																																																		
テトラクロロエレン	0.0005未満	0.01	○																																																																																																		
ジクロロメタン	0.002未満	0.02	○																																																																																																		
四塩化炭素	0.0002未満	0.002	○																																																																																																		
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.004	○																																																																																																		
1,1-ジクロロエレン	0.002未満	0.02	○																																																																																																		
シス-1,1-ジクロロエレン	0.004未満	0.04	○																																																																																																		
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	1	○																																																																																																		
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.006	○																																																																																																		
1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.002	○																																																																																																		
チクロム	0.0006未満	0.006	○																																																																																																		
シマジン	0.0003未満	0.003	○																																																																																																		
チオベンカザブ	0.002未満	0.02	○																																																																																																		
ベンゼン	0.001未満	0.01	○																																																																																																		
セレン	0.001未満	0.01	○																																																																																																		
有機リン類	0.044	1	○																																																																																																		

表 1.5-24 地下水調査結果のまとめ (5/5)

維持管理
目標

維持管理目標の項目を下表に示す。地下水は地下水集排水管、上流側及び下流側の地下水観測井戸で測定する。

地下水集排水管では電気伝導率を常時測定、上下流観測井戸では電気伝導率を1回/月、ダイキシン類を1回/年、その他の項目を1回/3ヶ月測定し、記録する。

項目	維持管理 目標値	項目	維持管理 目標値
74キログラム水銀	不検出	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04
総水銀	0.0005	1, 1, 1-トリクロロエタン	1
カドミウム	0.01	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006
鉛	0.01	1, 3-ジクロロプロペン	0.002
六価クロム	0.05	チウラミ	0.006
砒素	0.01	シマシマ	0.003
全シアン	不検出	チオベンザル	0.02
トリクロロエチレン	0.03	ベンゼン	0.01
トリクロロエチレン	0.01	セレン	0.01
ジクロロメタン	0.02	ダイキシン類	1
四塩化炭素	0.002	フッ素 (a)	0.8
1, 2-ジクロロエタン	0.004	硝酸 (a)	1
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	有機燐 (a)	1

注1)「不検出」とは、74キログラム水銀及びトリクロロエチレンは0.0005mg/L未満、全シアンに

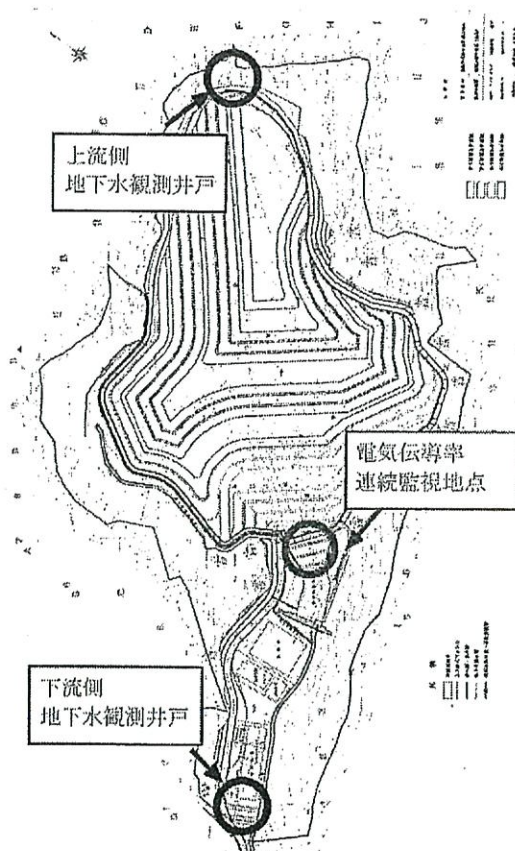
は0.1mg/L未満、有機燐は0.1mg/L未満であることを要す。

2)単位はダイキシン類のみpg-TEQ/L、その他は全てmg/L。

3) (a)は浜松市の指針により追加した項目。

注)測定結果は浜松市に報告する。

地下水観測用井戸の設置場所を下図に示す。



※現場状況及び埋立計画に配慮し、必要に応じて地下水観測井戸の設置箇所及び箇所数を設定する。